

第4次日野市行財政改革大綱

～「夢のまち 日野」を目指した取組み～

平成23年(2011年)7月

日野市行財政改革推進本部

《目次》

第4次日野市行財政改革大綱の主要数値目標	1
はじめに	2
行財政改革の沿革	2
現状把握・課題	4
策定方針	10
基本的考え方	10
改革の期間・実施体制	11
体 系	11
改革項目	13
 1 改革により市民満足度の高いまちに	
(1)安全で安心して暮らせるまち	13
(2)子どもが輝くまち	16
(3)温かい福祉のあるまち	21
(4)健康でいきいきしたまち	23
(5)日野人・日野文化を育てるまち	24
(6)地域活力あふれるまち	25
(7)環境に優しい緑と水のまち	29
 2 「公民協働」で創造する新たな公共	
(1)「公民協働」で高める地域力	32
(2)情報の共有化による行政の透明性の確保	34
(3)市民参画による行政運営	35
(4)自立した団体が活躍するまち	37

3 市民サービスの向上を目指す行政運営

- | | |
|------------------------|----|
| (1)業務改善により機能的な行政システム | 39 |
| (2)民間活力導入による市民サービスの向上 | 42 |
| (3)創意工夫により効率的で効果的な行政運営 | 44 |

4 市立病院・外郭団体の経営健全化

- | | |
|---------------|----|
| (1)市立病院の経営健全化 | 47 |
| (2)外郭団体の自立的経営 | 48 |

5 将来を見据えた公共施設の配置と更新

- | | |
|-------------------|----|
| (1)ストックマネジメント | 50 |
| (2)公共施設の計画的な更新と改修 | 51 |

6 財源確保と適切な財政運営

- | | |
|------------------|----|
| (1)確実な収入強化(財源確保) | 54 |
| (2)創意工夫による財源確保 | 56 |
| (3)積極的な財源確保 | 57 |
| (4)歳出削減策 | 57 |
| (5)適切な財政運営 | 59 |

7 職員の育成と適正な給与水準

- | | |
|------------------|----|
| (1)人材育成 | 61 |
| (2)機能的な組織運営 | 62 |
| (3)適正な定員管理と給与水準 | 63 |
| (4)労働環境(職場環境)の整備 | 65 |

《第4次日野市行財政改革大綱の主要数値目標》

第4次日野市行財政改革大綱は、平成23年度から28年度までの取組みを通じて、「夢のまち 日野」を目指すために、数値目標を設定し市民サービスの向上を推進します。

<数値目標1>

- ・職員を50人削減します（民間委託等による単純削減数100人）
＜7（3） a, b＞
（平成22年4月1日現在職員数：1,344人）

<数値目標2>

- ・人件費構成比率（普通会計）を17.5%以下にします。 ＜6（5） b＞
（平成21年度：18.7%）

<数値目標3>

- ・経常収支比率（普通会計）を88%以下にします。 ＜6（5） a＞
（平成21年度：91.4%）

<数値目標4>

- ・公債費負担比率（普通会計）を7.5%以下にします。 ＜6（5） c＞
（平成21年度：8.4%）

<数値目標5>

- ・市税の現年課税分徴収率は、99%以上を目指します。 ＜6（1） a＞
（平成22年度：98.8%）

<数値目標6>

- ・自治会加入率は、55%以上を目指します。 ＜2（1） a＞
（平成22年4月1日現在：51.4%）

<数値目標7>

- ・NPO法人数は、50法人以上を目指します。 ＜2（4） a＞
（平成22年4月1日現在：45法人）

<数値目標8>

- ・自主防災組織は、125団体の設置を目指します。 ＜2（4） a＞
（平成22年度末：97組織）

1 < >内は、改革項目の番号

2 主要数値目標を掲げた改革項目は「改革項目」の「改革・改善の内容」を網掛け

はじめに

緩やかな景気回復から急速な円高局面を迎え、輸出関連企業は一段と厳しい状況にあります。平成20年の世界金融危機以来、日野市の歳入の根幹を成す市税収入は法人市民税を中心に大きく落ち込み、平成22年度は、7年振りに普通地方交付税の交付団体となりました。

一方、歳出を見ると少子高齢社会の進展などにより、扶助費等の義務的経費が年々増加しています。また、保育園待機児童解消などの子育て支援事業の充実や老朽化した公共施設の建替え・改修など、大きな財政負担をとまなう行政課題が山積しています。

財政の縮小傾向が見られる中で、このような課題解決を図るためには、現在行っている事務事業の根本からの見直しが求められています。必要性や有効性の薄れた事業は休止・廃止し、例え必要性や有効性が高くても効率の低い事業は、休廃止を含めた抜本的な見直しを図ることも必要となるでしょう。職員給与の適正化、市税等の徴収率向上を継続して推進するとともに、補助金のゼロベースからの再算定、使用料・手数料の改定などを実施し、財政構造の改善を図っていかねば、基本的な市民サービスを維持することも難しくなります。また、新たな事業を行う場合には、その経費を賄う安定的な財源の確保が前提となるでしょう。

さらに、地域コミュニティの活性化につながる改革や市民や市民団体などの自発的な「公民協働」によるまちづくりを進め、持続可能な「夢のまち日野」の実現を目指していくこととします。

行財政改革の沿革

1 第1次行財政改革大綱

期 間：平成8年度～10年度（計画では12年度まで）

主な改革成果：情報公開窓口設置、庁舎インフォメーションサービス開始、公式インターネットホームページ開設、学校給食調理員の配置基準見直し、中学校事務職員の配置基準見直し、病院診療報酬事務の民間委託、自動車運搬業務の民間委託、OA化推進、納期前納付報奨金の廃止、庁内等清掃委託の見直し、広報紙編集の民間委託 など

2 第2次行財政改革大綱

期 間：平成11年度～16年度（計画では20年度まで）

主な改革成果：土曜窓口サービス開始、図書館祝日・夜間開館開始、さわやか健康体操開始、市民活動支援センター設置、中学校給食調理等業務の民間委託、学校用務員体制見直し、学校事務職員引上げ、幼稚園統廃合、福祉給付金の見直し、遊休地の貸付・売却、土地開発基金の廃止、広報紙への広告導

入、特殊勤務手当の見直し、互助会交付金の見直し など

3 第3次行財政改革大綱

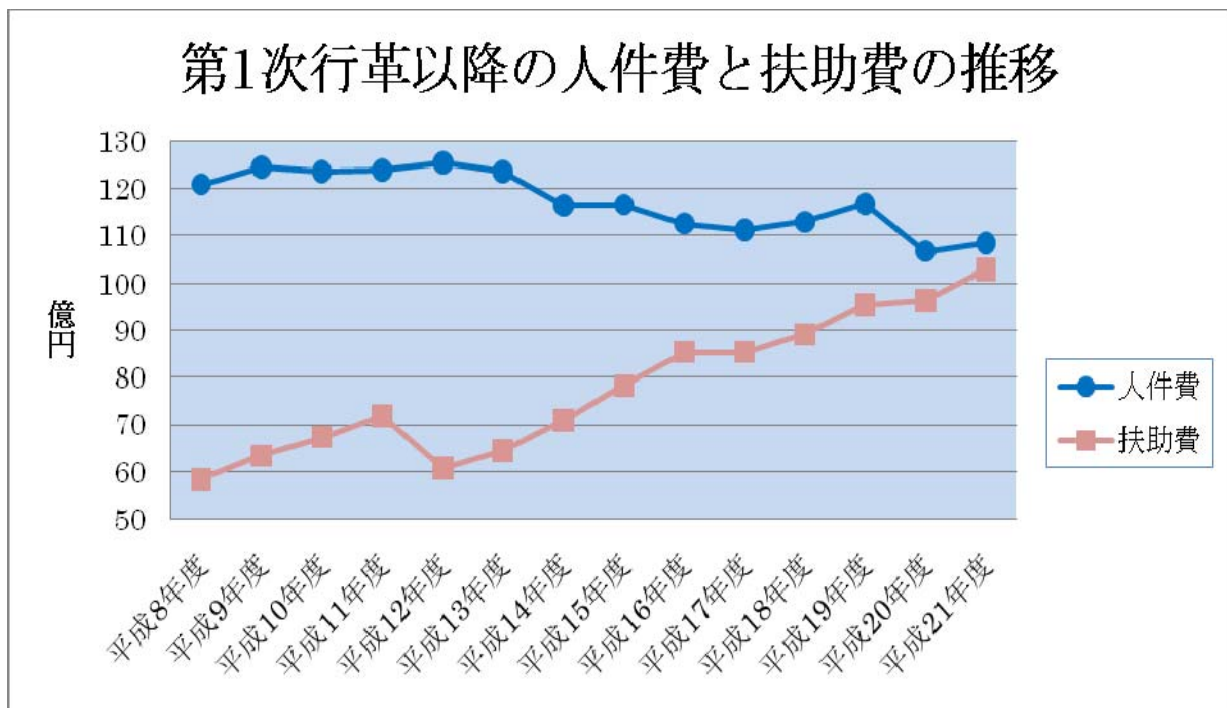
目指す方向性：市民サービスの向上を目指した取組み

期 間：平成17年度～22年度

主な改革成果：放課後こどもプラン「ひのっち」スタート、七生支所を駅ビル内に移転、公共施設の予約システム導入、農業体験農園開設、日野人四大運動事業推進、学校の耐震化推進、地域サポーター制度導入、水道業務の都への移管、指定管理者制度導入、ごみ焼却業務の民間委託、小学校給食調理等業務の民間委託、図書館業務の嘱託職員化、係長職手当廃止、市税の徴収率向上 など

第1次行革以降の人件費と扶助費の推移

第1次行革大綱を開始した平成8年から21年度までの人件費と扶助費の推移を見てみます。人件費は、行革の効果により平成8年度の125億円から、21年度の108億円まで減少しています。一方、高齢者、児童、心身障害者、生活困窮者等に対して支出される扶助費は、高齢社会の進展などにより、年々増加しており、平成21年度は103億円で、8年度と比較すると1.8倍に増えていきます(12年度の低下は介護保険特別会計創設にともなうもの)。



出典：「市町村決算状況調査結果」

扶助費：社会保障として、高齢者、児童、障害者、生活困窮者等に対して行っている様々な支援に要する経費。

現状把握・課題

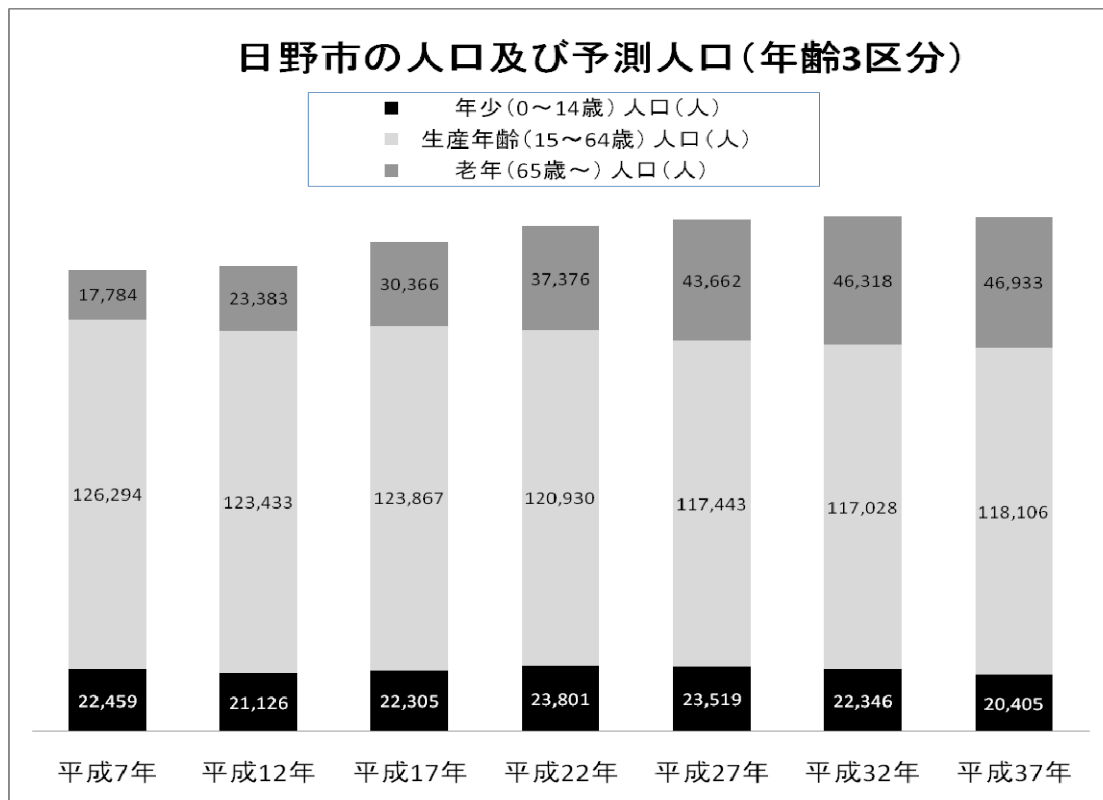
1 社会環境の変化

(1) 少子超高齢社会

平成22年国勢調査人口速報集計では、我が国の人口は横ばい状況にあり、人口減少が76.4%の自治体で表れていることが示されました。ただし、日野市の人口は平成13年以降、漸増傾向にあります。中でも老年人口（65歳以上）は一貫して増加しており、平成21年にはその割合が20%を突破しました。老年人口の割合が21%を超えた社会を「超高齢社会」といいますが、日野市も平成22年中に超高齢社会に突入しました。老年人口の割合が、第1次行革大綱を開始した平成8年は11.0%でしたので、この14年間でおよそ2倍に増えたことになります。

一方、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。第1次行革のはじまった平成8年では、生産年齢人口と老年人口の比率はおよそ7対1でしたが、平成22年では、この比率が3対1となっています。第4次行革大綱の終了年となる28年には、2.6対1にまで、更に比率が縮小する見込みです。

一時は減少を続けていた年少人口（0～14歳）は平成14年以降、わずかではありますが、増加に反転しました。しかし、東京都の人口予測等によれば、中長期的に見ると年少人口の減少が示されています。



出典：国勢調査、日野市人口推計報告書

(2) 地域主権改革

今、国は地域主権（地方分権）改革を進めています。地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、国のあり方を大きく転換するものです。国と地方自治体の関係を国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らが暮らす地域のあり方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の考え方です。

激動の変革期を迎えている現在、自治体は住民に身近な行政を自主的かつ総合的に担い、国は国家としての存立にかかわる事務を重点的に担うこととなります。このことにより、自治体の自由度が拡大し、自主性及び自立性が高まります。

地域主権改革が進展すると、自治体間で行政サービスの格差が生じてきます。自治体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重要になります。地域主権改革は、単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていく「責任の改革」であり、民主主義そのものの改革といえます。住民や首長、議会のあり方や責任も変わっていきます。

(3) 「公民協働」と「新しい公共」

「公民協働」とは、これまでの概念としての「公」と「民」との協働の考え方に加え、公の務めもそれぞれができる範囲で担っていただける市民やNPO法人などの市民団体、企業との協働を指しています。これまで、行政の守備範囲と考えられてきた公共性・公益性の高い領域であっても、行政だけの取り組みでは限界があることを、市民や市民団体等の方々に気付いていただけるようになりました。そして、自立した市民や団体等による公共的活動が必要になってきたという認識も広がりつつあります。

政府の「新しい公共」円卓会議では、平成22年6月、『「あたらしい公共」宣言』を行いました。その中で、「あたらしい公共」とは、支え合いと活気のある社会を作るための当事者たちの「協働の場」として捉えています。そこでも、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が一定のルールとそれぞれの役割を持って当事者として参加し、協働することとしています。一人ひとりの市民が、人の役に立ちたいという気持ちで、小さな一歩を踏み出す。そのことが「新しい公共」の基本となります。

第4次行革大綱においても、「公民協働」による「新しい公共」の創出を掲げ、直面する社会問題の解決に向けた改革を進めることとします。

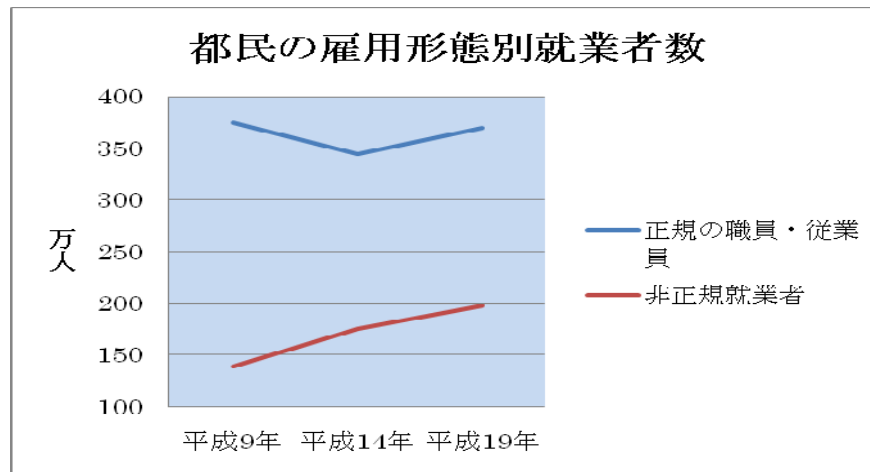
(4) 雇用形態の変化

長引く景気低迷と産業の空洞化や就業者の多様な働き方の要請などにより、日本伝統の正規社員の終身雇用制による雇用形態から派遣・契約社員など非正

規社員による雇用形態への転換が進んでいます。

また、新規卒業の高校生や大学生であっても、就職できないケースも多く出てきており、社会問題化しています。中高年では、非正規雇用であっても就職口が見つからない現状があります。このままこの状態を放置しておけば、所得格差が一段と広がるばかりだけではなく、市税等の収入にも大きな影響が出てきます。さらに、年金を受けられない市民が増加し、生活保護費などの社会保障関連予算の増大が心配されます。

就業支援や所得格差の解消に向けた取り組みが喫緊の課題です。国や東京都と連携した就業支援の取り組みが必要です。



出典：就業構造基本調査報告（総務省）

(5) 価値観の変化と多様化する市民要望

社会の成熟化とともに、人々の価値観は大きく変化しました。「物の豊かさ」を求める人より、「心の豊かさ」を求める人が多くなってきています。

このような中、市民の方々の社会貢献や生涯学習に対する意欲が増大しています。内閣府の平成21年の「社会意識に関する世論調査」によると、日ごろ社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと考えている人の割合は69%と、昭和49年以来、最高の数字が示されました。同じく平成20年の「生涯学習に関する世論調査」では、生涯学習をしてみたい人の割合は71%に上っています。こうした市民の社会貢献への支援や生涯学習の支援が課題となっています。

一方、行政に対する市民要望も多様化しています。今までは行政はこれらの要望を受け止め、サービス向上に努めてきましたが、これからの財政環境では、それも難しくなります。「あれも、これも」の時代から「あれか、これか」の時代となり、施策の「選択と集中」が求められます。

(6) 地球温暖化防止

平成9年に気候変動枠組条約締約国会議で採決され、平成17年に発効した「京都議定書」において、日本は温室効果ガス排出量を平成20年度から24年度ま

での 5 年間で 1990 年比 6%の削減が義務付けられました。このため、平成 10 年には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、国、地方自治体、事業者、そして国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むことになりました。さらに、平成 21 年に鳩山首相(当時)は、国連気象変動首脳会議において、平成 32 年度までに温室効果ガス 25%削減を目指すことを公表しています。

このような中、平成 20 年には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正されるとともに、東京都でも「環境確保条例」が改正され、事業所の地球温暖化対策が強化されました。

日野市でも、「環境基本計画」を改訂し、魅力ある環境を将来の世代に残し、よりよい環境を創造していくこととしています。日野市の中の一事業者として、省エネルギー・省資源などに努めるとともに、市内事業者や市民に対し、地球温暖化防止に向けた取り組みを行っていきます。

(7) 社会資本ストックの更新

政府の「新成長戦略」の中で、社会ストックの戦略的維持管理が掲げられています。これは、我が国の道路は高度経済成長期に集中的に整備された結果、現在、50 年以上経過した橋の割合は8%ですが、20 年後には51%まで急増すると見込まれるからです。日野市でも今後20年で建築後50年以上経過する橋は 89%にも達します。もちろん老朽化は橋だけの話ではなく、公共施設全体の問題です。

日野市においては、学校等の改築や耐震補強を含めた大規模改修はほぼ完了しましたが、ごみ焼却施設を始めとする公共建築物の更新や道路・下水道等のインフラの維持補修が必要となります。財政状況が厳しい中では、将来の人口減社会を見据えた公共施設の適正規模適正配置や計画に基づいた施設管理を行い、コンパクトで、安全・安心なまちを実現していくことが重要な課題となります。

今後公共施設の建替・修繕に要する将来負担

公共施設	施設の数量	所要額(億円)	計画年度
公共建築物の建替	200 施設	1,145	平成 23 年度～75 年度 (53 年間)
公立小中学校 校舎の建替	22 校	611	平成 23 年度～73 年度 (51 年間)
下水道施設維持補修	污水管 工事延長 480 km 雨水管 工事延長 28 km	409	平成 25 年度～74 年度 (50 年間)
道路施設の維持補修	舗装延長 約 452km 補修橋梁数 24 橋	193～208	平成 23 年度～77 年度 (55 年間)
計		2,358～2,373	

市有公共施設の見直しを行わず、同規模のまま建替え等した場合に掛かる将来負担。

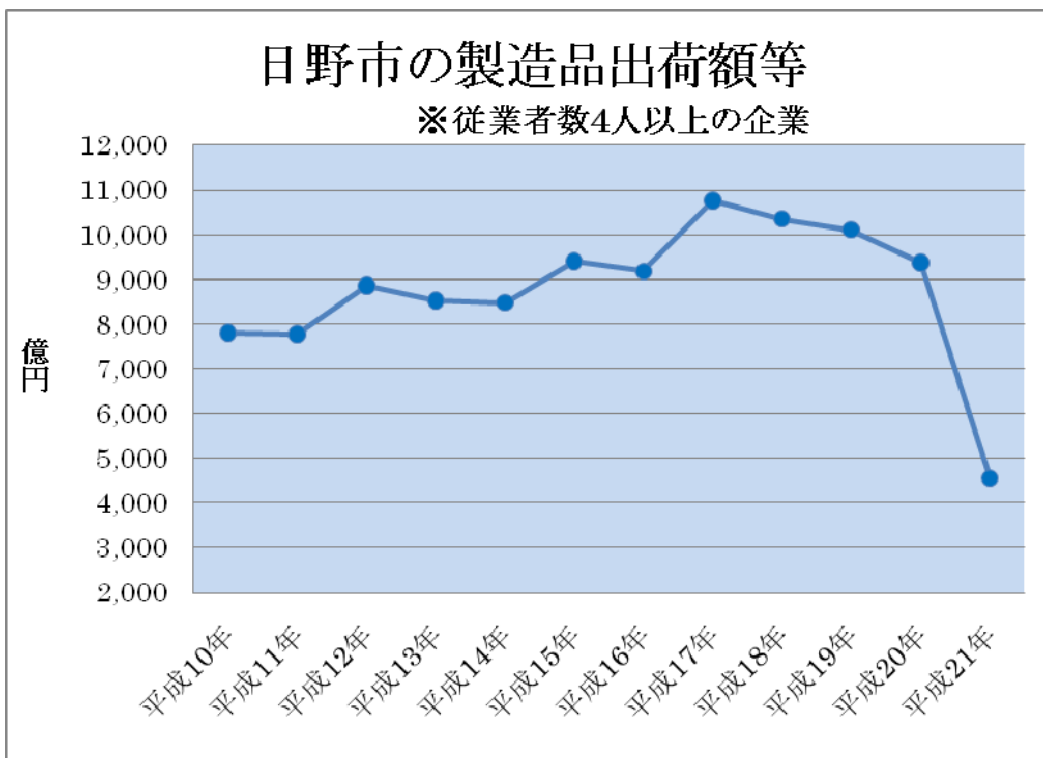
2 経済情勢の変化

(1) 遅れる景気回復

日本経済は、昭和60年代の加熱した経済活動を経て、平成2年にいわゆる「バブル経済の崩壊」を経験しました。その後は、「失われた10年」ともいわれ、減税や公共投資などの経済対策や規制緩和を行い、手を尽くしましたが、景気はなかなか回復しませんでした。

しかし、平成14年初めから景気は徐々に上昇し、景気拡大期間は69カ月を数え、「いざなぎ景気」(57カ月間)を超えたともいわれました。ところが、平成20年秋のアメリカ発の世界金融危機により、日本経済は再び大きく後退し、市内の事業者も大きな影響を受けました。その結果、平成21年の製造品出荷額等は20年の半分にまで落ち込み、今まで守り続けてきた都内1位(区部を含む)の座から4位に転落しました。

企業業績の回復の兆しが再び見え始めてきたところに、グローバル経済化の流れを背景とした市内大手企業の市外転出の発表や東日本大震災による景気後退などもあり、先行き不透明な状況です。



出典：工業統計調査（経済産業省）

(2) 厳しい財政状況

日野市では、バブル経済崩壊後の景気低迷の中、平成11年2月に「財政非常事態宣言」を出して、第2次行革、第3次行革を進めてきました。その後、緩やかな景気回復にともなう市税収の増と行革の推進等により市財政は健全化に向かっていたましたが、前述した世界金融危機に端を発した経済不況により、平成21

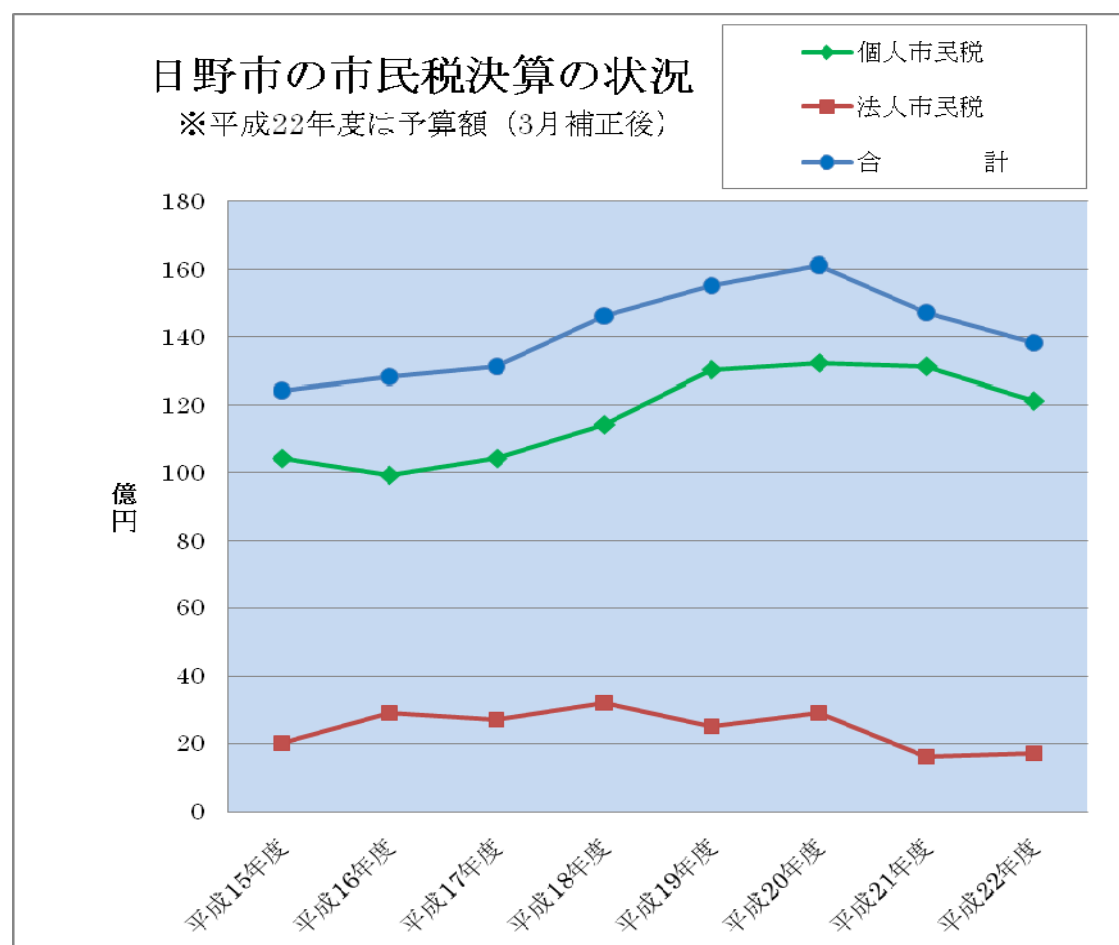
年2月、再び「財政非常事態宣言」を宣するに至りました。

市税収入を見ると、市内大手企業等に明るい兆しが出てきたものの、平成22年度の法人市民税の予算額(3月補正予算後)は、16億5千万円と、ピークであった平成18年度決算の31億9千万円の2分の1にとどまっています。平成22年度の個人市民税も長引く景気低迷や就業構造の変化などにより、平成21年度決算と比較して9億9千万円の減収予算となっています。

一方、歳出を見ると、超高齢社会への進展や子育て支援の充実などにより、福祉関係予算が年々増加し、平成21年度の民生費決算額は233億円を数え、市の歳出総額の42%を占めるまでになっています。民生費の中の多くは、法律に基づき支出されている経費のため、自治体の判断で削減することが難しいのが現実です。

さらに、日野市が所有する建物や道路・下水道などの社会資本ストックの更新問題があります。これらの公共施設が次々と老朽化時期を迎え、このままの規模で維持すると仮定すると、今後55年間で2千400億円もの建替えや修繕の経費が掛かります。

こうした厳しい市の財政状況を見据え、10年、20年後を考えた、将来の世代に胸を張って受け渡すことのできる行財政運営を行っていく必要があります。



出典：日野市決算書ほか

策定方針

前章で採り上げた行政課題を解決するためには、行政のあらゆる場面で行財政改革が必要となります。将来の世代に、市民が主役の水と緑の豊かな日野のまちを引き継いでいくため、第4次行革大綱は、次のような方針で策定しました。

1. 行政のスリム化と行政に対する市民満足度の向上
2. 第5次日野市基本構想・基本計画(2020 プラン)との整合を図る
3. 「公民協働」の視点に立った市民参画
4. 第3次行革大綱未達成項目の継続的取り組み

基本的考え方

第4次行革大綱の目指す方向性と基本的な考え方は次のとおりとしました。

目指す方向性は、市民とともに第4次行革大綱を推し進め、第5次日野市基本構想・基本計画で示す将来像「ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野 ～水とみどりを受けつごう～」につなげていこうというものです。

基本構想・基本計画の中において「夢のまち」とは、市民がまちづくりの主役として活躍し、生きがいを感じ、お互いを思いやり、幸せを感じながら安心していきいきと暮らすことができる、バランスよく発展が遂げられた住みよいまちを表しています。

目指す方向性

市民とともに改革を進め、「夢のまち 日野」を実現する

基本的な考え方

1. 経営感覚を持って効率的な行政運営を進める
2. 民間の力を活かして、市民サービスの向上を目指す
3. 「公民協働」により、新しい公共を創造する
4. 情報の共有化で、公正で透明なまちをつくる
5. 公共施設のあり方を再検討した上で、計画的な更新・改修を行う
6. 確実な収入強化と創意工夫により、財源の確保を図る
7. 高い使命感を持ち、市民ニーズに応えられる職員を育成する

改革の期間・実施体制

1 改革の期間

第 4 次行革大綱の改革の期間は平成 23 年度から 28 年度までとします。

2 実施体制

第 4 次行革大綱に基づき、目標を数値化した第 4 次行革大綱実施計画を策定し、毎年度日野市行財政改革推進本部会議で進行管理を行うとともに、市民参画による行政評価システムによる事務事業評価等を行う中でも、実施計画の進行状況を確認します。

さらに、市民委員による日野市行財政改革推進懇談会で、第 4 次行革大綱の推進に関する意見を伺い、この行革大綱を 6 年間で着実に実行し、持続可能な財政運営を目指していきます。

なお、財政状況等が大きく変化したときなどは、随時行革大綱の見直しを行うこととします。

体 系

1 改革により市民満足度の高いまちに

- (1) 安全で安心して暮らせるまち
- (2) 子どもが輝くまち
- (3) 温かい福祉のあるまち
- (4) 健康でいきいきしたまち
- (5) 日野人・日野文化を育てるまち
- (6) 地域活力あふれるまち
- (7) 環境に優しい緑と水のまち

2 「公民協働」で創造する新たな公共

- (1) 「公民協働」で高める地域力
- (2) 情報の共有化による行政の透明性の確保
- (3) 市民参画による行政運営
- (4) 自立した団体が活躍するまち

3 市民サービスの向上を目指す行政運営

- (1) 業務改善により機能的な行政システム
- (2) 民間活力導入による市民サービスの向上
- (3) 創意工夫により効率的で効果的な行政運営

4 市立病院・外郭団体の経営健全化

- (1) 市立病院の経営健全化
- (2) 外郭団体の自立的経営

5 将来を見据えた公共施設の配置と更新

- (1) スtockマネジメント
- (2) 公共施設の計画的な更新と改修

6 財源確保と適切な財政運営

- (1) 確実な収入強化（財源確保）
- (2) 創意工夫による財源確保
- (3) 積極的な財源確保
- (4) 歳出削減策
- (5) 適切な財政運営

7 職員の育成と適正な給与水準

- (1) 人材育成
- (2) 機能的な組織運営
- (3) 適正な定員管理と給与水準
- (4) 労働環境（職場環境）の整備

改革項目

1 改革により市民満足度の高いまちに

平成22年の「市民意識調査報告書」によれば、市民が重要と感じている市の施策は、1位から4位までが「安全・安心」に関する項目でした。市民は救急医療や災害対策などの安全・安心施策が充実したまちを求めています。「安全・安心」に関する施策を更に充実していくことが何よりも大切です。

また、子どもや高齢者、障害を持つ方々が、地域でいきいきと暮らせるまちが市民の願いです。こうしたまちづくりは、行政だけの力ではできません。地域の力を借りながら進める必要があります。更に、商工業や農業の振興を図るための改革・改善を実行し、活力あふれる市民満足度の高いまちの実現を目指します。

(1) 安全で安心して暮らせるまち

大地震などの災害発生に備え、市民とともに安全・安心なまちづくりを進めていきます。また、防犯対策についても地域ぐるみで対応できる体制を整えていきます。

超高齢社会を見据え、安心して住み続けることのできる都市空間の創造を目指し、道路交通網の整備やバリアフリー化を進めます。

項 目	改革・改善の内容
地域防災体制等の見直し	a 「公民協働」の視点を採り入れた「地域防災計画」の見直しを行い、平成25年度に改正する
	b 平成24年度までに消防団組織の見直し(詰所の統合、地区割変更、定数変更等)を行う。併せて団員の平均年齢の引下げを図る
	c 防災行政無線をデジタル無線システムへ再構築し、災害時の的確な情報伝達方法の確立と平常時の円滑な行政情報等の伝達を図る
	d 高齢者や障害者の災害時の避難支援の仕組みをつくる
危機管理体制の確立	a 情報システムの危機管理体制として、災害等の不測の事態にも市民サービスを低下させないために、新基幹システム導入に合わせて「事業継続計画」を見直しする
	b セキュリティ対策として休日の庁舎の入室管理を徹底するため、機械警備を活用した休日の入退出管理の導入を検討する

	c 不審者情報メールサービス¹を充実するため、平成 25 年度までに既存の情報メニューに BCP²に基づく市政情報や職員参集連絡等を加え、情報メディアとしての拡充を図る d 小・中学校に団塊の世代、等の活力を生かした学校安全管理員を配置し、日中の学校への出入りの確認、校舎内外の巡回等の業務を行う e 都市間の災害時応援協定の強化や都市間交流施策を充実する
耐震診断補助制度等の推進	a 減災対策として耐震診断の補助制度等の推進と市民への意識啓発を図る ・木造住宅簡易耐震調査 ・木造住宅耐震診断補助 b 減災対策として国庫補助金を活用した木造住宅耐震改修工事助成を実施する c 減災対策として個人住宅の木造住宅耐震補強工事、バリアフリー対応型住宅改修工事の経費の一部を補助する。今後、事業効果などの検証を行い事業内容の見直しを図る d 地震発生時における緊急輸送道路³の沿道建築物倒壊による閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、国庫補助金及び都補助金を活用した沿道建築物耐震化補助制度を実施する
バリアフリー化の推進	a 「ユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、駅・公共施設・建築物がだれにでも使いやすい施設とするため、ユニバーサルデザイン⁴によるまちづくりを促進する b 「日野市交通バリアフリー基本構想」に基づき、重点整備地区のバリアフリー化を実施するとともに、進捗状況を踏まえた事業計画の見直しを行う c 平山城址公園駅、南平駅周辺のバリアフリー化を進めるため、「駅周辺まちづくり協議会」を設置し、地元住民と整備計画等を検討する d 公園出入口のバリアフリー化が物理的に可能な公園は、平成 30 年度までに 1 公園最低 1 カ所の出入口のバリアフリー化を実現する

道路交通網の整備	a 「道路用地寄附受領取り扱い基準」により、市内の情報交換を図りながら効率的に道路用地の寄附受領を進め、狭あい道路の拡幅整備を推進する
	b 「道路いこいの場整備計画」に基づき、ミニバス等のバス停付近、駅から公共施設へのアクセスルート付近などに、市民等のいこいの場として、寄附財を活用したベンチ設置やミニポケットパークの整備を推進する
	c ミニバスの利用実態やニーズの把握を的確に行い利用環境の整備を進めることで効率的な運行を図り、補助金の削減や一般路線化への転換を目指す
	d 分かりやすいミニバスとするため、運行事業者と協議を進め一般広告、ラッピング車両等を導入し、広告収入を路線図作成等の周知活動費に充てる
安全で快適な自転車社会	a 「自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、適正な需要に応じた自転車駐車場整備と放置対策を引続き推進する。併せて利用者負担のあり方を検討し、料金体系を見直す
	b 多摩川と浅川の堤防を利用した自転車・歩行者専用道路等を中心に、自転車専用道路等のネットワーク化を進める
	c 自転車による事故防止対策の徹底を図るため、自転車安全運転教室の開催を推進する ・市内全小学校3・4年生対象の安全運転教室開催 ・市内中学生対象の安全運転教室開催 ・高齢者対象の安全運転教室開催
安心して住むことのできる都市空間の創出	a 「まちづくりマスタープラン」の中間見直しを行う
	b 人口減少、少子高齢化の動向及び東京都の住宅マスタープラン改訂を踏まえて、「住宅マスタープラン」を全面改訂する
	c 効率的に良好な景観の保全と創造を図るため、「(仮称)景観条例」を制定する
	d 公共施設管理者負担金を活用し、豊田南地

	区・西平山地区の土地区画整理事業を継続的に推進する
	e 浸水被害の解消を図るため、雨水幹線整備(豊田幹線約 300m 東平山第 1 幹線約 1,000m)を実施し、平成 27 年度までに完了する
	f 平山城址公園駅バリアフリー化の工事に伴い、駅前広場など地域の利便性に配慮した周辺整備を検討する

- 1 **不審者メールサービス**: あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレスに不審者出没や災害発生等の情報を市が配信するサービス。
- 2 **BCP (Business Continuity Plan)**: 事業継続計画。災害などの非常時に備え、市民生活に直結した業務を遅滞なく実施できるように、あらかじめ事業の優先順位などを定めておく計画。
- 3 **緊急輸送道路**: 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 5 条第 3 項第 1 号の規定により緊急輸送道路として東京都耐震改修促進計画に記載された道路。中央道、国道 20 号線(日野バイパス)、旧甲州街道、川崎街道、北野街道など。
- 4 **ユニバーサルデザイン (Universal Design)**: 年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなせることができる環境や製品などのデザインを目指す概念。

(2) 子どもが輝くまち

日野市の将来を支える子どもたちが豊かな人間性やたくましい心身を備え、社会的、国際的な感覚を身に付けられるように、家庭、地域、学校及び行政が連携、協働して、各種施策を取り組んでいきます。

多様な保育サービスの活用により、保育園の待機児童解消を目指します。また、地域の人材を活用した「ひのっち」を中心とした放課後児童育成への転換の検討を進めるとともに、子どもたちがいきいきと学ぶことができる、魅力ある学校づくりを目指した改革を推進します。

なお、施策の展開に当たっては、的確に子どもの将来人口の動向を把握して取り組みます。

項 目	改革・改善の内容
在宅の子育て支援サービスの拡大・充実	a 市立保育園の保育士や看護師、栄養士等が経験や知識、専門性を活かし、在宅の子育て家庭に対し、子育て相談や講座を行うなど、子育て支援サービスの拡大・充実を図る
	b 子育てひろば等で地域の有用な人材を引き続き活用していくため、ボランティア活用の場の増

	加策及びボランティア登録制度の実施を目指す
	c 児童館を地域の子育ての拠点とする。基幹型児童館は、中高生が創意工夫を凝らした活動ができるよう、開館時間の延長や日曜開館等を検討する
保育園の待機児解消の推進	a 保育園の待機児解消を推進するために、公立及び民間の保育園の定員弾力化を維持継続し、待機児の解消を図る（平成22年4月実績：231人）
	b 待機児解消を図るために、国の動向を踏まえて、公立幼稚園の「こども園 ¹ 」への転換を検討する
	c 待機児解消に向け、認可保育園の設置だけでなく多様な保育サービス（認証保育所・保育ママ ² など）を拡大する
公立及び民間保育園の充実	a 公立と民間の保育園の交流を促進し、市全体の保育の質の向上を図る
	b 民間保育園の保育内容の更なる充実と安定的・継続的運営を維持・発展できるよう支援する
	c たまだいら保育園を都市機構の多摩平団地内建替地区に平成23年度中に移設・建替える
	d とよだ保育園の更新は、現在地に建替える方法のほか、区画整理事業で予想される豊田駅南口開発にも留意して検討する
放課後の子どもたちの安全安心な居場所づくり（公民協働の推進による「ひのっち」の更なる活性化と学童クラブ育成時間延長）	a 市内の全小中学校で展開している「ひのっち」 ³ を、地域の多様な人材を活用して更に充実させ、放課後の子どもたちの安全安心な居場所づくりとともに、学校を中心としたコミュニティの活性化を推進する
	b 他自治体の先行事例も参考にしながら「ひのっち」と学童クラブ ⁴ のあり方、相互の関係を整理し、2事業の一元化に向けた取り組みを進める。あわせて、これら2事業と遊び場開放との関係も整理する
	c 学童クラブ育成時間の延長を実施し、更なる保護者の就労支援を図る
子どもたちの健やかな成長	a 子どもの虐待相談を始めとする相談の増加や相談内容の複雑化に対応するため、引き続き多様なスタッフによる相談体制と関係機関相互の連

	携体制の更なる充実を図る
	b 保育園や学童クラブに在籍している気になる子や障害児の育ちを支援するため、発達支援部署と連携し、専門家による巡回支援や個別相談を引き続き実施する。また、保育士の更なるスキルアップと環境整備を進め、障害児の受入枠の拡大を図る
	c 子ども家庭支援センターや児童館等で実施している子育て相談、乳幼児その他の健康相談等について、重複する部分等は、相談員の配置人員を見直すなど再編・統合を図り、市民に分かりやすく利用しやすいものにする
	d 「日野市ひとり親総合支援事業」の更なる充実を目指し、手当等の経済面での支援に加えて医療支援など、生活安定を図るため、自立支援を柱とする総合支援を継続する
	e 「食育推進計画」に基づき安全でおいしく楽しい学校給食を推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、地域とつながる食育を展開する ・学校給食での地場産野菜の利用率の向上 ・食文化の継承 ・食事マナーに関する指導 など
	f 発達に遅れまたは偏りのある本人や家族及びその関係者に対して、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行う ・平成 26 年度の（仮称）日野市発達支援センターの開設に先立ち、23 年度に発達支援室を設置し、サポート事業を開始する ・生涯を通じたサポートには、幅広い分野の緊密な連携が不可欠であるため、センター開設までにネットワーク構築を行う
	g 日野市の児童・生徒の体力低下が見られることや平成 25 年の東京都国体を見据えて、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図る
	h 「あさひがおか幼稚園」の事業内容の一層の充実と国の動向を踏まえた「こども園」への移行を検討する

魅力ある学校づくりの推進	a 優れた教育力により、子どもたちが楽しく誇りに思える学校を地域とともに築くなど、特色ある学校づくりを推進する学校に対し、支援を行う
	b 生きる力を育成するため、人的・物的支援等を継続的に行い、一人ひとりを大切にした教育の推進を図る ・学力の向上に向けた実践的な授業研究 ・地域の人材、自然、文化、歴史、産業等の活用や企業、大学等との連携 など
	c 学区変更も視野に入れながら、選べる学校制度の定員制を積極的に活用することにより、学校の適正規模化を図る
	d 教育環境に格差が生じないよう、大規模小・中学校の教育環境の整備を進める
	e 児童生徒数の動向を視野に入れながら、「魅力ある学校づくりプロジェクト」に対する支援を行い、学校の小規模化や大規模化の抑制を図る
	f 地域住民や保護者が学校運営に積極的にかかわる「コミュニティ・スクール」 ⁵ を地域の意向を見極めながら順次拡大する
	g 幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携教育について、教育内容の連続性や教員間の連携体制等についての標準を明示し、教育内容の連続性を図るカリキュラムの作成、小1問題、中1ギャップ解消への取り組み等により、子どもたちの健やかな成長と学校生活へのスムーズな適応を推進する
ICT 活用教育の推進	a ICT ⁶ 機器の活用を通して、分かる授業・魅力ある授業への授業改善を図り、子どもたちの学力の向上につなげる
	b 校務支援システムの活用により、情報の共有・校務の効率化を推進し、教員の子どもと向き合う時間の確保を図る
	c ICT 活用教育の成果(学力向上など)を明らかにするために、ICT 活用実践事例集の充実を図るなどして、作成したコンテンツを公開する
	d ICT 活用教育推進のための校内体制の充実・整備を図ることにより、教師の ICT スキルを高め、

	ICT 活用指導力を高めた運用を目指す
教育相談と不登校対策の充実	a 教育相談に関する現状や課題を整理し、利用しやすい教育相談体制を再構築する
	b 不登校の未然防止に向けた対応や不登校児童生徒への早期対応を始め、よりきめ細かな支援を行い、不登校の予防や解消を図るとともに、学校・家庭・地域・関係諸機関の連携協力体制を再構築し、不登校ゼロを目指す
	c 引きこもりや不登校の未然防止、早期対応に向けて、スクールソーシャルワーカー ⁷ や臨床心理士を派遣し、学校の仕組み（支援委員会）を円滑に運営できるようにする
特別支援学級の充実	a 小学校の特別支援学級の通学バス運行方法の見直し等を行い、併せて特別支援学級の施設・備品等の充実を図る
	b 特別支援教育に関する相談が増えている現状から、専門的知識を有する就学相談員と臨床心理士の配置を活用し、より良い相談体制を構築する

- 1 **こども園**：国が平成 25 年度からの導入を目指している、幼稚園、保育園の垣根を取り払った幼児教育・保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する。
- 2 **認証保育所・保育ママ**：認可外の保育施設。認証保育所は東京都の認証を受けた保育施設。保育ママは、自宅等を利用した家庭福祉員による保育。日野市の児童保育の一端を担っている。
- 3 **ひのっち**：放課後等の子どもたちの適切な遊びや生活の場として、小学校の余裕教室などを活用し、地域の方々の参画を得て、小学生を対象に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う。
- 4 **学童クラブ**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1 年生から 3 年生まで（心身に障害を有する場合は 4 年生まで）の児童を放課後育成する。
- 5 **コミュニティ・スクール**：学校運営協議会制度。保護者や地域の皆さんの声を学校運営に直接反映させ、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となってより良い学校を作り上げていくことを目指す制度。
- 6 **ICT**（Information and Communication Technology）：コンピュータ、インターネット、携帯電話などを使う情報通信技術を総合的に指している。
- 7 **スクールソーシャルワーカー**：児童生徒指導上の諸課題に対し、効果的な取組を進めるため、学校に配置された社会福祉等の専門家。児童生徒だけでなく、教師と学校組織が教育の力を発揮するための支援の役割もある。

(3) 温かい福祉のあるまち

子どもや高齢者、障害を持つ方を始め、すべての人々が家庭や住み慣れた地域の中で暮らし続けられることが求められています。それぞれの対象者に合ったサービスが提供できる仕組みづくりを進め、保健医療との連携のもと、真に必要な福祉行政を効果的で効率的に展開していきます。

また、高齢者が元気に自立して暮らすことができ、地域社会を支える一員としての役割も果たしていけるように、生きがいを実感できる施策へと改革していきます。地域の方々の自主自立による事業展開が可能となるように、市は積極的に支援していきます。病気や失業などにより支援が必要とされる方のためには、より確かなセーフティネットを構築していきます。

項 目	改革・改善の内容
地域包括支援センターの機能強化	a 地域包括支援センター ¹ については、乳幼児から高齢者まであらゆる市民の初期総合相談窓口として機能強化を図るため、モデル事業を継続する
障害を持った方への支援体制の整備	a 社会福祉法人等が運営する障害者福祉施設については、施設の効率的で安定的な運営を目指し、引き続き運営費の一部を助成する
	b 発達に遅れまたは偏りのある子どもの増加に対処するため、平成 26 年度に（仮称）日野市発達支援センターを開設し、老朽化した児童デイサービス施設「希望の家」の発展的再編・整備を図る
	c 民間による精神障害者への総合的な支援体制を構築するため、平成 24 年度に栄町二丁目複合福祉施設に開設される精神障害者福祉サービスを支援する
	d 障害者の継続的な生活支援体制の構築を図るため、社会福祉法人等が進める障害者福祉施設の整備において、遊休地等の購入に関する情報の提供や空き施設の有効活用についての支援を行う
高齢者がいきいきと暮らすまち	a 個別に策定している「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」とを一体化し、高齢者福祉施策を俯瞰的に捉えた意思決定を図る（平成 23 年度に策定。その後 3 年毎に改訂）
	b 介護保険の介護予防事業と介護保険外の一般施策と重複する高齢者向けサービスの統合を検

	討する。また、高齢者を対象とする経済給付的事業の見直しを行う
	c 高齢者配食サービスの整理と改善を行う ・昼食と夕食で委託契約の形態、事業形態が異なっているため、事業の整理を行う ・治療食や刻み食等への対応など、事業の充実と適正な事業コストの設定について検討・改善する
	d 特別養護老人ホーム等の施設の増設や拡充を図る ・平成23年度まで：特別養護老人ホーム1カ所、グループホーム1カ所を整備する ・以降：平成23年度中に策定する第5期及び平成26年度中に策定する第6期の介護保険事業計画に、適正な施設整備を位置付ける
	e 身近な地域で高齢者が、気軽に利用できるサロンを整備するとともに、その運営を支援する
	f 高齢者の社会参加を促進し、「地域の支え手」「サービスの担い手」としての高齢者の位置づけを拡大する
	g 高齢者の権利擁護を推進するために、増加が予想される「認知症高齢者」に対する支援、「成年後見人制度」の充実及び「高齢者虐待」への対応等を行う
セーフティネットの構築	a 被害者・遺族等支援事業における関係各機関との連絡体制・協力体制を確立し、日常生活等を支援していく
	b 生活困難者に対する相談窓口の体制強化及び関係各課・関係各機関との連絡体制・協力体制を確立し、迅速な対応ができるようにする
	c 「日野市自殺総合対策推進条例」に基づき、自殺防止のための普及啓発、自殺未遂者や自殺のおそれがある方への対応、自殺や自殺未遂が起きた場合の家族をはじめとする周囲の人々に対する対応など、総合的な自殺対策を推進する
	d 介護保険制度、一般施策、いずれの利用によっても救済されない制度の狭間となる高齢者の支援事業の構築を図る

	e 市民が安価で使いやすい市民葬儀とするため、内容・申請方法を検討する
	f 生活保護受給者の自立に向けて就労促進を図るため、就労促進支援員による就労支援事業を推進する
	g 市営住宅の存在意義、社会的責任等を考慮しつつ、入居状況を把握、基準を検討し適正化を図り、真に必要な市民の方の市営住宅とする
相談事業の充実	a 夜間の法律相談を開設し、市民の多様な悩みごとなどに適切に応じていく
	b 消費生活における被害防止と安全確保のため、消費生活相談員のレベルアップを図る等の消費者相談体制の充実を図る

- 1 地域包括支援センター：住み慣れた地域の中で、高齢者が安心して生活していただくために設けた総合相談窓口。地域ごとに市内9カ所のセンターが設置されている。

(4) 健康でいきいきしたまち

超高齢社会の到来を背景に健康・医療に対する不安が高まっています。いざというときは医療の出番ですが、病気を未然に予防するための取り組みが求められています。健康づくりのための施策や生活習慣病予防のための健診、保健指導などを更に推進し、市民の健康増進を図るとともに、増え続ける医療給付費の低減を目指します。

項 目	改革・改善の内容
健康づくりへの意識向上	a 保健師による顔の見える活動により、地域全体の健康づくりへの意識向上を図り、市民の健康維持・促進と医療費等の削減を目指す
	b 各事業の必要性や効果を検証した上で、健康維持・促進につながる事業へと転換することにより、医療費等の削減を目指す
健診や保健指導の推進	a 生活習慣病の増加による医療費の増を抑えるため、若い世代へ健診の受診を勧奨し、保健指導による生活習慣の改善を図る
	b 5大(胃・肺・大腸・乳・子宮)がん検診体制の確立を図り、市民の健康保持と医療費の削減につなげる

(5) 日野人・日野文化を育てるまち

市民の生きがいづくりと社会参加の促進を目的に、生涯学習やスポーツ、芸術文化活動に対する支援を行います。生涯学習活動の活性化は、自立した地域社会を育み、ボランティア活動の拡大充実につながるといわれています。

「公民協働」の種まきとして、公民館をはじめ、図書館、郷土資料館では市民等の学習活動やサークル活動を積極的にサポートしていきます。また、(仮称)市民の森ふれあいホールはスポーツだけではなく、健康及び交流機能など多目的に利用し、地域や世代間交流の促進の場とします。

項 目	改善・改革の内容
生涯学習活動の支援	a 「第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)」を受けて、平成24年度に新たに「生涯学習推進計画」を策定する
	b 「生涯学習推進計画」の策定とスポーツ振興計画の中間ローリングにより連携した進行管理を行う
	c 市民の余暇活動等を支援するため、既存のサークル活動を容易に知ることができる仕組みをつくる
	d 「公民館基本構想・基本計画」を積極的に市民参画・協働で推進するため、公民館運営審議会、公民館基本計画推進会議で計画の進行管理を行う
	e 市民の主体的・自主的学習を発展させるため、公民館はサークル活動のサポートを行う
図書館利用者へのサービス向上	a 「図書館基本計画」(平成19年度～23年度)に基づき、すべての図書館利用者への基本的サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高める。また、「第2次図書館基本計画」を策定し、平成24年度以降の図書館運営の指針とする
	b 「第2次子ども読書活動推進計画」(平成22年度～26年度)を推進する ・乳幼児から青少年までの読書活動の推進 ・図書館活動の充実、保育園、幼稚園等関係機関との協働の促進 ・地域の関連団体等との連携 ・学校、学校図書館との連携と資料の搬送、関係者への研修等

	c 平成25年度の図書館システム更新時に、将来の電子書籍の普及を考えた図書館運営を検討する
地域活動の拠点（仮称）市民の森ふれあいホール	a（仮称）市民の森ふれあいホールを競技スポーツだけではなく、健康及び交流機能など多目的に利用し、地域や世代間交流の促進の場とする
	b（仮称）市民の森ふれあいホールと（仮称）仲田公園を一体利用できるよう整備等を行い、イベント等の場として活用する
郷土資料館の成果の開示	a 郷土資料館の研究の成果を開示し、市民に郷土に関する資料や情報を適切に提供するとともに、観光の視点も考慮した運営を進める

(6) 地域活力あふれるまち

商工業と農業、そして住宅が調和したまちを目指します。中でも、工業の振興が重要と考え、そのための施策を展開します。沈滞傾向の商業については、引き続き商店会に対する人的財政的支援を行い、活性化を図っていきます。また、都市農業への市民の理解を得ながら、果実や野菜を中心とした農業振興を推進するとともに、残された水田の保全事業を行い、多面的機能を持った農地の保全に取り組めます。

さらに、観光を地域活性化の誘導策と考え、市民や市民団体等と連携した観光振興施策を展開して、地域活力あふれるまちをつくり出します。

項 目	改革・改善の内容
将来のまちのあり方を市民等との協働による調査研究	a 大手企業の市外移転等を考慮し、将来のまちのあり方を職員と市民等と協働で調査研究し、その成果を今後の日野市のまちづくりの指針として生かす
ものづくり企業への支援による商工業の振興	a 日野市のものづくり産業の将来像を示し、着実に推進していくため「工業振興基本構想」の策定及び「（仮）工業振興条例」を制定する。
	b 産業間の横串を強化し「都市農業」を活用した6次産業化 ¹ を推進する。これにより、市内ものづくり企業への支援の強化、農業者、商工業者が安心して事業経営が続けられる環境整備を図る

	c 「ものづくりのまち日野」の新たな発展に向けて、大規模工場の跡地を最大限に活用した新産業の創出・誘致による市内産業全体の活性化を目指す
	d 市発注工事を受注できない中小事業者等に、日野市商工会を通じて公共施設の小規模修繕工事等を発注することにより、市内事業者の育成と経営の安定を図る
国道 20 号バイパス沿線の活性化	a 国道 20 号バイパス（日野バイパス）の延伸区間を経済活動の拠点とするため、「国道 20 号バイパス沿道商業等アクションプラン」や各種計画との整合性を図りながら、魅力あるまちづくりに向けた手法を検討する
商店会支援による商業の振興	a 商店会支援事業の充実を図り、地域商店会の振興を推進する
	b 商店会や農業団体、農業者などと連携し、日野産農産物の即売が地域で実施できる仕組みをつくり、活気ある商店会づくりを進める
	c 市内中小商店等の振興を図るため、カワセミ商品券発行に関する支援を行う
	d 商店会の空き店舗を活用して、地域の特色を活かした農作物の即売や高齢者向けサロンの創設などを行う
起業支援の仕組みづくり	a 市内民間企業との連携で行う起業家支援オフィス、東京都の運営する「インキュベーション ² 施設」による創業支援及び市制度融資による開業資金への利子補給などにより起業支援を行う
地産地消による都市農業の振興	a 認定農業者 ³ やエコファーマー ⁴ に対する市独自の支援策や市民農園の充実など、「第 2 次日野市農業振興計画後期アクションプラン」を推進するとともに、平成 23 年度より「第 3 次日野市農業振興計画」の策定準備を行う
	b 生産者と消費者の距離が近い都市農業の利点を生かし、地産地消の推進を図る
	c 学校給食における日野産農産物の利用率向上（平成 23 年度 25%）と供給農家の開拓や配送支援などの仕組みを検討し、市内農業の振興を図る
	d 梨・ぶどう・ブルーベリーのほか、東光寺大

	根などの日野の地名が付いた隠れた特産品を PR する。また、ブルーベリー発泡酒に続く日野の特産品を原材料にした加工品を、商工会や農業団体などと連携して開発し、日野市のブランドとする
	e 認定農業者、エコファーマー、特別栽培農産物認証者 ⁵ への支援を行い、農業所得の向上につなげる
農地保全の理解を高めるため、農業に親しむ事業を展開	a 平成25年度までに日野の農業の交流発信拠点としてコミュニティ機能も備えた（仮称）ファーマーズセンターを整備し、農住共生につながるイベントなどを開催する。管理運営は、指定管理者制度の導入を検討する
	b ブルーベリー農園やりんご、いちごの摘み取り園の情報を広報やホームページ等で広く PR するとともに、市の特産品を生かした農業体験農園、体験果樹園の開設を目指す
	c 新たな水田保全事業として、ブランド米やそれを使った高付加価値品の開発により、稲作の生業としての確立とこうした事業を支援するための援農制度の構築を行う
	d 利用期間の長い農園の設置など利用者のニーズに応じた市民農園を開設する
観光を核とした地域の活性化	a 平成24年度までに既存各種計画の検証・見直しを行い、観光事業を推進する
	b 社会資本整備総合交付金（旧まちづくり交付金）を活用し、日野宿のまちなみの再生や水路の復元、（仮称）市民の森ふれあいホールを建設し、賑わいある日野宿通りの整備を行う
	c 日野市観光協会や新選組のふるさと歴史館などと連携を図り、文化的資源を活用した企画を創出し、日野地区の観光事業の推進を図る
	d 高幡不動尊や高幡不動周辺の各商店会との協力体制を確立し、イベントや祭りを通じて高幡地区の観光事業の推進を図る
	e 市民や学生のまつりへの参画の強化や地元商店会等との連携の強化などにより、観光振興を目的する日野発全国版のイベントの充実を図る
	f 新選組や日野宿関連史料を収集・保全し、目

	録化・データベース化を行い、情報を発信することにより、新たな観光需要を掘り起こす
	g 全国の新選組ファンから関心の集まるイベントの導入や外国人を含めた PR 方法の検討などを行い、全国から熱心なファンを呼び込む
	h まちおこし連絡協議会、新選組まつり実行委員会を中心として、「新選組まつり」の目的や規模など、今後のあり方を検討する
	i 市内に点在する民間新選組関係の観光施設と情報を共有し、協力体制の強化を図る
	j 百草地区を中心に丘陵地の自然・歴史・文化を活かした地域の活性化を図る
	k 多摩地域の各市と連携し、多摩地域全体の観光の活性化を図る
新選組のふるさと歴史館の集客向上	a 新選組のふるさと歴史館の常設展・企画展を充実するとともに、PR を拡充し、更なる集客を図る
	b 日野宿本陣の企画事業を充実するとともに、PR を拡充し、更なる集客を図る
	c 日野宿交流館を来訪者・観光客に対する観光案内や休憩施設として、また観光協会の移転等も含めた観光拠点としての整備を図る
	d 来館者用駐車場の整備やバリアフリー対応の設備など、来館者の利便性向上を図る
若年者やシニア世代の就労支援	a ハローワーク八王子やハローワーク八王子と日野市が共同で設置する「ナイスワーク高幡」などと連携して、就職を目指す若年者や子育て後の女性などに対する就労支援事業を推進する
	b 若年者の雇用を推進するため、国が行う若年者雇用奨励事業との連携による企業支援を行う
	c アクティブシニア就業支援センター「しごとサポートひの」により、おおむね 55 歳以上のシニア世代の就労支援事業を行う

- 1 6 次産業化：地域の 1 次産業とこれに関連する 2 次・3 次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組み。
- 2 インキュベーション：抱卵・孵化、培養、保育の意。設立して間もない新企業に東京都や自治体などが技術、金銭、人材などを提供し、起業を支援すること。
- 3 認定農業者：意欲ある農業者が自らの経営を計画的に改善するために作成した「農業経

営改善計画」を日野市が認定し、その計画達成に向けた農業経営を進める農業者。

- 4 **エコファーマー**：法律に基づき、環境保全型農業に取り組もうとする農業者を東京都が認定する制度。
- 5 **特別栽培農産物認証者**：一般的に行われている栽培と比較して化学農薬と化学肥料の使用が 5 割以下、または不使用で栽培された農産物を東京都が認証するもので、こうした農産物を生産する農業者。

(7) 環境に優しい緑と水のまち

日野市は、「環境にやさしいまち」を掲げ、緑と清流を保全するための各種施策やごみ収集有料化によるごみ減量、また地球温暖化対策事業として「ふだん着で CO₂ をへらそう」事業などを行っています。行革の側面から、こうした省エネ、省資源などの環境施策を推進していきます。

緑地や水辺など、先人から継承した豊かな自然の大切さを再確認し、これらの自然を守り、育て、少しでも質の高いものにして次の世代に引き継ぐため、市民一人ひとりが自覚を持って行動できるような施策を展開していきます。

項 目	改革・改善の内容
環境に優しいまちづくり	a 「第 2 次日野市環境基本計画」(平成 23 年度～32 年度)を推進し、「公民協働」の視点で、市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果しながら対等な立場で協力して、環境に優しいまちをつくる
	b 公共施設の屋上緑化・壁面緑化は、新築や改築時に施設の規模や構造、整備費用、効果を検証し導入を検討する
	c 自然エネルギーの有効活用、雨水の中水利用などの省エネルギー対策を、公共施設の新築や改築の実施に合わせて検討する
	d 市民、事業者、市などの協働により、環境情報センターを運営し、環境情報の収集・発信の充実や、環境教育の実践の場としての活動の展開を図る
地球温暖化対策事業の推進	a 「日野市地球温暖化対策実行計画」を平成 23 年度に改訂し、公共施設の温室効果ガス排出量削減のため、屋上・壁面緑化、太陽光利用等を施設の新設時や管理運営面で庁内への推進を検討するほか、市民、事業者からの排出量削減を促進するための方策も検討する
	b 「ふだん着で CO ₂ をへらそう」事業を推進する

	・市民一人ひとりに省エネルギーを呼び掛け、推進する（家庭版） ・事業所ごとに省エネルギーとエネルギー管理も含めたCO₂削減に取り組みを呼び掛け、推進する（事業者版）
	c 一般家庭への太陽光パネル設置補助等による再生可能エネルギー施策の推進を図る
	d 庁用車の更新時期にはハイブリット車、電気自動車、プラグイン電気自動車、水素自動車など、時代の要請に配慮した幅広い環境配慮型車両の導入を図る
	e 市はエネルギーコストを常に監視、検討し、新規機器導入時にも率先して省エネ機器を選定する等、トップレベルの地球温暖化防止貢献事業所を目指す
緑地保全と緑化の推進	a 公有地化した緑地の管理コスト削減、相続等による農地の転用抑制、民有地のままで緑地保全を誘導する手法などの検討を行い、平成24年度までに「みどりの基本計画」を改訂する
	b 市内に残されている民有緑地を保全するため、緑地信託制度 ¹ や相続等発生時の寄附受領、国庫補助金等の活用による公有化、また、パートナーシップ協定に基づく管理など、多様な取り組みを行う
	c 新たな緑の創出として、限られた緑化スペースを活用できる「みどりのカーテン」や「校庭の芝生化」等の普及推進を関係部署と連携し実施する
	d 生物多様性基本法の理念に基づき関係各課と連携して、ビオトープ、里山の保全、用水の維持等の取り組みを推進する
	e 廃棄物減量と資源の有効活用のため、公園緑地等から発生した剪定枝、落ち葉等をチップ化や堆肥化により有効活用を図る
多面的機能を持った農業や農地の保護	a 関係する法令や、相続税を始めとする税制を見直し、農地を保護することができる政策の実施を国に要望する。また、農地の多面的機能として、防災協力農地協定を締結する

うるおいのある「水の郷」の推進	a 湧水量及び地下水位の定期的調査の実施により現状を把握し、水と緑のまち日野をアピールできるように、湧水の保全を図る
	b 「清流保全条例」に基づき、用水の開渠化や水路景観の修景に取り組み「水の郷」にふさわしい水路の復元を図る
	c 「多摩川・浅川 “ You ” 歩道整備計画」に基づき、堤防通りを整備し、訪れる人の憩いの道とする
	d グラウンドや多目的広場など、多摩川、浅川の河川敷利用を推進し、賑わいのある水辺空間の創出を図る。また、国の規制緩和に伴い、河川敷の民間商業利用についても検討する
	e 多摩川、浅川に「川の駅」を整備し、水の魅力を最大限に引き出し、市民に親しまれる日野の新たな拠点づくりを進める
	f 土地区画整理事業に併せた効率的な污水管整備を行い、早期に下水道普及率 100%を達成する
更に進めるごみの減量化	a 事業系ごみの減量を対前年度比 10%減を目標に強化する
	b 「生ごみリサイクル」、「容器包装お返し大作戦」など、ごみの更なる減量を行い、平成 27 年度のペットボトル・トレー類の処理量を 21 年度と比べ 25%減とする
	c クリーンセンター建替え計画の中で、プラスチック製容器包装の分別収集拡大の実施の可否について方向性を出す
	d 平成 23 年度中に全スーパー全店舗一斉でのレジ袋無料配布中止の実施、またはキャッシュバック方式の導入の方向性を見出す
日野市クリーンセンター周辺環境整備の推進	a クリーンセンター建替え計画とともに施設周辺の環境整備を行い、地域住民の生活環境の向上を図る

- 1 **緑地信託制度**：開発などから緑を守るために、市民が所有する緑地を市が委任を受けて管理する制度。

2 「公民協働」で創造する新たな公共

今後、歳入の根幹となる市税収入は落ち込み、超高齢社会到来による社会保障関連経費などの財政需要の増大で、財政状況は一段と硬直化していきます。今までどおりに行き届いた行政サービスを、市で続けていくことは大変難しくなります。そのため、市の内部から業務改善を進め、徹底的にムダを排除し、効率的な行政運営をしていく必要があります。しかし、行政内部の改革だけでは、持続可能な市政運営は難しいと思われます。

「公民協働」による新たな公共は、このような状況の中から考えられる市と市民、NPO 団体などの市民団体、そして企業などとの連携による新しい行政運営の仕組みづくりです。

(1) 「公民協働」で高める地域力

日野市はこれまで長い時間を掛け、市民や市民団体などと「参画と協働」の関係を築き上げてきました。この大切な財産を市政運営のいろいろな場面で、活かしていく考え方が「公民協働」です。市民や家庭でできること（自助）、地域や団体などでできること（共助）を、それぞれが可能な範囲で行っていくものです。

市内で一番身近な共助組織は、自治会です。自治会を「公民協働」の大きな要と捉え、地域サポーター制度も含めて行政からの自治会支援の仕組みを充実し、自治会の活性化を目指します。

項 目	改革・改善の内容
自治会の活性化	a 自治会活動の活性化に向けて、地域懇談会の開催、加入促進チラシ作成・配布、自治会 PR ポスター作成・貼付、自治会手引き作成・配布等の地域活動支援を行う（平成 28 年度加入率 55%以上）
	b 自治会活動の新たな担い手として期待される団塊世代に、自治会活動への参加を呼び掛けるとともに、人材育成を行い、自治会の活性化を図る
	c 団塊世代を始めとした退職世代（元気高齢者）への取組みとして、生きがいづくりや社会参加を推進するため、市の高齢施策等と連携し支援する
	d 自治会活動とのパイプ役としての地域サポーター制度（市職員による自治会担当制度）を継続する
地域での自主活動の組織化を支援	a 地域での市民活動を支援するため、地域協働課が総合相談窓口として対応する

	b 地域の活動場所等の条件整備及び情報提供などの支援を行う
	c 地域の要望や市民の声を聞きながら廃校になった学校を市民等の自主活動の拠点として引き続き有効活用していく
公園などの公共施設を地域で守る活動を支援	a 有償ボランティアから「公民協働」による「公園守（公園アダプト制度 ¹ ）」への転換を図り、平成 26 年度から導入する
	b 「公民協働」の事業として、「用水守制度」による用水路等の水辺の保全活動を推進する
	c 地域住民による市道の美化（清掃・花植え・草刈・植栽管理等）や簡易な補修作業を実施するため、「公民協働」による「道路守制度」を平成 26 年度から導入する
子どもたちを地域で見守る活動を支援	a 防災無線による児童、生徒の下校時間のお知らせや、住民によるスクールガードボランティア、見守りボランティア等の地域力を活用し、子どもたちの登下校時の安全の確保を更に推進する
	b スクールガードボランティアや地域住民を中心とし学校、保護者、地域、行政が一体となって、子どもの通学時の安全体制の強化を図る
高齢者見守り支援ネットワークを拡大し、地域による見守り体制を確立	a 高齢者見守り支援ネットワークを拡大し、地域による見守り体制を確立するとともに、ちょっと困りごとサービス、音声電話サービス事業等についての精査を行う
グリーンサポーターズの普及	a 日野の農業を応援するため、グリーンサポーターズ ² の普及を図る
大学や企業等とのパートナーシップ	a 市内及び近隣市に所在する大学をまちづくりのパートナーとして位置づけ、情報交換・連携を推進する
	b 市内企業の CSR ³ （企業の社会的責任）の現状を把握し、市が CSR の情報を活かし、企業と連携することで市民サービスの向上を図る
	c 新設する公共施設については、ネーミングライツ制度 ⁴ の導入を検討する
	d 樹林地の管理等、緑地保全における CSR の導入を検討する

「公民協働」による市制施行 50 周年事業の実施	a 平成 25 年の市制施行 50 周年事業を「公民協働」により計画し、実施する
--------------------------	--

- 1 **アダプト制度**：アダプトとは英語で「養子縁組をする」という意。道路や公園、河川などの公共財を市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度。
- 2 **グリーンサポーターズ**：日野の農業を応援するために、「作る」「買う」「食べる」「守る」「学ぶ」の 5 つの呼び掛けを掲げ、それぞれに具体的な目標を定めて、市民運動を展開するもの。
- 3 **CSR (Corporate Social Responsibility)**：企業の社会的責任。利益追求だけではなく、企業活動が社会に与える影響に責任を持ち、あらゆる利害関係者からの要求に対し、適切な意思決定をすることを指す。一つの側面として環境や労働問題などについて企業が自主的に取り組む活動がある。
- 4 **ネーミングライツ制度**：命名権。スポーツ・文化施設などの名称にスポンサー料を徴し、企業名等を冠する制度。行政は運営資金を、また企業は PR やイメージアップを狙っている。近隣では、オリンパスホール八王子（八王子市民会館）や味の素スタジアム（東京スタジアム）などがある。

(2) 情報の共有化による行政の透明性の確保

「公民協働」で大切なことは、市民と行政が情報を共有することです。市政について市民の知る権利を保障するとともに、市が市民に説明責務を果たすため、情報公開を更に進めます。特に、市の公式ホームページは、市政情報の総合窓口と考え、誰もが簡単にアクセスできる、分かりやすいものにしていきます。一方、紙ベースの広報紙や個別事業のリーフレットなどの充実も図り、市政情報を迅速かつ、的確にお伝えします。

項 目	改革・改善の内容
行政情報公開の更なる推進	a ホームページ及び携帯サイトは誰でも分かりやすい形態にするとともに、広報紙では対応できない行政の詳細情報を発信する
	b 本庁舎に行政情報を提供するために市政情報モニターを設置する
	c 市政図書室を市政資料・情報の総合窓口とするとともに、公文書館機能を持たせる
	d 市政に参画した市民が、地域へ情報伝達できる仕組みを検討する
	e 職員の給与水準や勤務条件を広報やホームページで積極的に公表する
	f 電子化により、市政情報の「見える化」を進める

	g 都市農業をめぐる農業の現況と将来をともに考えてもらうために、農業委員会から農業者や市民に情報発信を行う
情報弱者への細やかな対応	a 情報機器に弱い方のために、紙ベース等での情報提供機会の充実を図る
	b 行政情報の「点訳・音訳」についての援助を行う
	c 高齢者保健福祉分野における、行政及び民間による「サービス」を体系的に網羅した情報提供手段の構築を検討する
市の財政情報の分かりやすい公開	a 予算・決算などの市の財政状況を市民に分かりやすく広報、ホームページで情報提供する。また、財務諸表・財政健全化法指標から市の財政課題等を分析、明確化し、公表する
	b 市民がつくる財政白書は、市民が必要とする財政情報を充実させるなど、今後の改訂の支援を行う

(3) 市民参画による行政運営

まちづくりの主役は市民です。行政側も市民と話し合い、ともに地域の問題の共有化を図る姿勢が大切です。行政の効率化と市民の利便性の向上を図るとともに、健全な市財政確立に向けた諸施策を展開し、公民協働と市民参画に基づく市民本位の行財政の運営を目指します。そのために、より精度の高い行政評価の仕組みを構築していきます。

また、男女平等基本条例に基づき、すべての市民が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、対等に参画し、その成果も責任も分かち合うまちの実現を目指します。

項 目	改革・改善の内容
市民参画による行政運営	a 「公民協働」で持続可能なまちづくりを進めるため、「(仮称)公民協働条例」を平成 24 年度に制定し、市制施行 50 周年を迎える 25 年に施行する
	b 平山台健康・市民支援センター、百草台コミュニティセンターの利用者と懇談会を開催し、利用者と一緒になった施設運営を行う
	c 市民参画による図書館運営懇談会の開催や図書館ボランティアなど市民の参画により、地域に

	支えられた図書館運営を進める
	d 郷土資料館調査事業の市民ボランティアを養成し、市の歴史、自然、民俗などの調査を協働で行い推進する
投票率向上を目指す施策の推進	a 各投票区の投票区域を見直し、平成 27 年度までに過大投票区を解消する。ただし、投票所増についてはコストをよく検討する
	b 期日前投票の充実を図り、投票日当日の投票時間の短縮を検討する ・浅川南地域の七生福祉センターでの期日前投票実施期間の充実を図る ・投票日当日の投票時間の短縮について、関係機関と協議し、検討する
	c 若年層の選挙啓発と選挙経費の節減を図るため、投開票事務への学生（有償ボランティア又は臨時職員等を含む）や市民ボランティアの参加を平成 25 年度までに実現する
市民の意見等を聴く仕組みづくり	a 設問内容を精査した上で、回答者の年齢層の偏りのない「市民意識調査」を定期的を実施する（次回は平成 26 年度）
	b 20 歳代以下の市民の市政に対する意見を聴く仕組みをつくる（平成 26 年度）
	c 高齢者を始め、広く市民の声を聞く場とフィードバックする仕組みをつくり、各種施策の参加者を増やす
市民の生活者の視点で行う行政評価	a 市民に分かりやすい行政評価システムに改善し、生活者の視点を重視した公募市民による評価を継続する
男女平等行動計画の推進	a 「男女平等行動計画」に掲げられた事業を推進し、すべての市民が性別に係わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、対等に参画し、その成果も責任も分かち合うまちの実現を目指す

(4) 自立した団体が活躍するまち

「公民協働」の大事なパートナーとして市民団体などを引っ張っていける人材の育成が求められています。市の色々な部署で、そうした人材を育てるための事業を展開します。また、NPO 法人等の立ち上げから自立に至るまでの支援を行うとともに、市内の NPO を束ねる連絡会の自立に向けた支援も引き続き行っていきます。

項 目	改革・改善の内容
自主防災組織の確立とフォロー	a 自主防災組織を平成 23 年度末までに 100 組織を立ち上げ、自主防災組織の連絡会を開催するなどして、フォローアップを行い、平成 28 年度末には 125 組織の活動を目指す。 ¹
地域の協力で防犯活動を充実	a 自主防犯組織を平成 23 年度末までに 150 組織を立ち上げ（21 年度末で 132 組織）、自主防犯組織の連絡会を開催する。また、個人の防犯ボランティアを平成 23 年度末までに 900 人（21 年度末で 633 人）に拡充する b 自主防犯組織、防犯ボランティアの拡充状況や日野防犯協会のパトロール状況を見て、市内安全パトロールのより効率的な運用に向けた見直しを行う
NPO 法人等の市民団体等の設立や活動の支援	a NPO 法人など、市民団体の立ち上げを支援するための事業を推進する（平成 28 年度 NPO 法人数 50 以上） b NPO 法人や市民団体等の自立を支援し、市内 NPO 活動等の活性化を図る c 市民活動団体等の活動の場を提供するなど、地域で活動している人を支援する d 市民税の寄附金税額控除の対象指定団体（市内）を拡大する
援農ボランティアの育成と援農の会の支援	a 援農市民養成講座「農の学校」を引き続き実施し、援農ボランティアを育成する。また、「農の学校」修了者で組織する「日野人・援農の会」の NPO 法人化を支援する
老人クラブの自主的な運営に向けての支援	a 高齢者の生きがいづくりと地域社会の担い手として老人クラブを支援する。併せて、より主体的・自主的に運営していく形態へ移行させていくことを検討する

- 1 第5次日野市基本構想・基本計画では、「平成27年度には100団体が活動している」という目標を掲げましたが、東日本大震災の状況を考慮し、「平成28年度末には125組織の活動を目指す」としました。

3 市民サービスの向上を目指す行政運営

第3次行革大綱では、縮減するだけの行革とせず、行政のスリム化や効率化等によって生み出された財源を活用し、市民サービスの向上を目指しました。第4次行革大綱においても、こうした基本的な考え方を継承していきます。民間活力を導入するなどして、業務の効率化を図るとともに、行政評価による成果重視の行政運営を行い、有効性の高い行政サービスを提供していきます。

(1) 業務改善により機能的な行政システム

業務分析等により業務のムダを洗い出し、効率的な行政運営に努めます。

電子化は業務改革の視点から進めます。特に、システムの更新時は行革推進のチャンスととらえ、市民サービスの向上につなげるとともに、経費の一層の削減を目指します。また、電算機器などの調達コストの削減や情報セキュリティ対策の充実を図ります。

項 目	改革・改善の内容
業務分析により職員定数を適正化	a 業務分析及び業務改善に基づき、時代に即した行政需要に応えられるよう適正な職員配置を図り、効率の良い行政運営を進める
	b 業務分析を基にした業務改善を実施し、経営感覚（コスト意識、スピード意識、サービス精神）を磨き、生産性の向上を図る
	c 業務分析により各課で事務事業のムダを洗い出し、独自目標達成に向けた効率的な行政運営を目指す
窓口業務等に民間委託を導入し、土曜開庁業務を充実	a 窓口業務等の民間委託を導入し、土曜開庁業務内容の充実を図る
重複事業の整理統合	a 各課ごとに事業を洗い出し、重複している事業については、計画を立てて整理統合を進める
効率化や簡素化等による事務改善	a 図書館窓口業務の効率化を推進する ・機能的なカウンター業務の構築 ・IC タグ・BDS ¹ （貸出手続き確認装置）の導入検討
	b 市民の申請書類の簡素化を図るため、実態を把握し、事例をまとめ庁内に周知して、取り組み可能な部署への働き掛けを行う
	c 各課の改善事例等をまとめ、参考事例として紹介し、情報を組織内で共有する等、庁内の壁を

	越えた横断的な連携による改善を行う
行政評価システムの確立	a 市民評価（第三者評価）の工程を確立し、事務事業の具体的な数値目標や適切な成果指標を定め、PDCA²サイクルによる目標管理を徹底した市民に分かりやすい行政評価システムを目指す b 行政評価システムとして事務事業評価に加え施策評価、政策評価を行い、事業の優先順位付けによる効果的な行政運営を行う c 「民間委託検討基準」「事務事業点検基準」「新規事業点検基準」を積極的に活用し、行政評価及び予算査定等に役立てる d 「民間委託検討基準」を活用しながら、民間委託による削減した額と委託料との差引額等から費用対効果の検証を行う
各種計画の進行管理方法の確立	a 「第5次基本構想・基本計画（2020プラン）」や「第4次行革大綱」を始め、各種計画の進捗状況を把握できる進行管理方法を確立する
基幹システムの安定的で効率的な運用	a 基幹システムのオープン化への移行を図り、住民記録・税及び介護関係を平成23年度、福祉系を平成24年度から運用し、法改正対応費用の低減や運用管理費用の平準化、事務改善や効率的運用の推進、市民サービスの向上を図る b 平成24年度稼働を目指し福祉系システムの再構築を行い、今後予想される大規模制度改正費用の削減や基幹システムとしての安定稼働、市民サービスの向上を図る c 次期「情報化推進計画」（平成25年～29年度予定）は、今後の財政状況、ICT化を取り巻く環境等を勘案し、市民サービスの向上及び庁内の事務効率化を目指して策定する d 情報セキュリティの向上を目指し、全職員を対象とした研修、内部及び外部監査などを継続して実施するとともに、国際規格ISO27001に基づくセキュリティ水準の高い管理体制を確立する
ICT導入投資効果等についての評価	a 予算要求時に「ICT予算事前協議」を行い、構築や運用金額の精査だけではなく必要性、効果などの確認を行う。また、専門知識を持った民間

	活力を活用して、目的と効果を点検するとともに、金額等精査・評価を行い、ICT 導入投資効果等評価の構築を図る
電子化を推進し、市民の利便性を向上	a 現在運用しているスポーツ施設予約システムを基本にして、公共施設の貸室予約システムの拡充に向けた検討を進める b 東京電子自治体共同運営協議会³によるサービス利用促進と新たなサービスの検討、近隣自治体との共同アウトソーシング等の共同開発・運用を調査し、業務の効率化、迅速化及び経費の節減等を目指す c 地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した電子申告で利用可能な業務内容の周知と業務の拡大を検討し、納税者へのサービス向上を図るとともに、電子申告の取扱い件数を増やし、コスト削減を目指す d 所得税確定申告書の閲覧方式の電子化にともない、その効果を検証した上で、職員の適正な人員配置を行い、効率的な賦課事務を進める e 固定資産税(償却資産)に地方税ポータルシステム（eLTAX）を活用した電子申告を平成 26 年度に導入する f 市民税と国民健康保険税の賦課事務の共同実施を検討する。両税に共通する事項について一元化の可能性を探り、市民の利便性の向上および行政事務の効率化を目指す
生活保護レセプト管理システムによる医療扶助の適正化	a 生活保護レセプト管理システムにより、診療報酬明細書の点検強化等を行い、医療扶助の適正化を推進する
区画整理事業計画・5 力年計画を見直し、効果的な事業推進	a 土地区画整理市施行 4 地区（豊田南・西平山・万願寺第二・東町）の現 5 力年計画(平成 22 年度～26 年度)を見直し、新 5 力年計画を策定し、効果的かつ効率的な事業展開を図る
図書館貸出管理システムの外部管理の検討	a 現図書館システム(平成 19 年度～24 年度)のリース期間満了を機に、図書館貸出管理システムの外部管理を検討する
子ども人口の動向や民間幼稚園の定員割れを考慮した公立幼稚園	a 公立幼稚園や私立幼稚園の定員割れの状況、保育園の状況等、総合的な見地から、公立幼稚園

の統合・適正配置	が果たしてきた役割の重要性を踏まえ、公立幼稚園の統合・適正配置を定める
郷土資料館の今後のあり方の検討	a 郷土史行政・観光行政のあり方を十分検討し、郷土資料館と新選組ふるさと歴史館の統合を含めた今後のあり方を検討する

- 1 **BDS (Book Detection System)**: 貸出手続き確認装置。図書館等の本に張り付けた IC タグに電波を使って、本の貸出・返却や蔵書管理を行う仕組み。貸出・返却の迅速化と本の無断持ち出し防止に役立つ。利用者自らによる貸出手続きも可能となる。
- 2 **PDCA (Plan Do Check Action)**: 計画を立て、実行し、成果を点検し、修正を行う目標管理の一連の流れ。
- 3 **東京電子自治体共同運営協議会**: 電子手続きによる幅広い都民サービスを提供するため、設置された協議会で、東京都及び区市町村が連携して「東京電子自治体共同運営システム」を運営し、電子申請及び電子調達サービスを実施している。

(2) 民間活力導入による市民サービスの向上

市民サービスの向上と経費節減を目指し、民間委託など、民間活力導入を推進します。今まで考えられなかった新たな公務の分野に民間が進出し、民間のノウハウにより成果をあげている例もあります。

今後、窓口業務や定型業務の民間参入をさらに進めていきます。民間委託を行うに当たっては、「民間委託検討基準」により市民サービス向上や費用対効果を確認してから導入することとします。

なお、民間委託業務や指定管理者制度導入施設については、しっかりとしたモニタリングの仕組みをつくり、市民サービス向上等についての検証を行っていきます。

項 目	改革・改善の内容
公共施設に指定管理者制度を導入	a 新設・既設の公共施設の管理運営について、「民間委託検討基準」等に基づき、指定管理者制度による管理が適当と認められるものについては、積極的に導入する b すでに指定管理制度(利用料金制)を導入している日野駅西及び豊田駅南第4自転車等駐車場に加え、他の市営自転車等駐車場にも指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営を図る
指定管理者制度導入施設等の検証	a 指定管理者制度導入施設に対し、市民サービスの向上や経費削減など、その導入効果を市民を含めた評価委員会を設置して検証する b 指定管理者や民間委託事業者により提供され

	る公共施設のサービス水準を監視・監督するしつかりとしたモニタリング制度を確立し、安定的な運営と市民サービス向上を目指す
施設管理や業務の民間委託等の拡大	a 民間委託に当たっては、「民間委託検討基準」により費用対効果を確認して導入する
	b 市民窓口関係業務のうち、現状委託している諸証明発行入力業務・異動届の入力業務・郵送処理業務に加え、さらに委託業務拡大を検討する。また、再任用職員や臨時職員等を活用し、職員数を削減する(平成 25 年度)
	c 街路樹維持管理作業・公園等維持管理作業・水路維持管理業の更なる民間委託を推進し、職員数を削減する
	d 道路補修・側溝清掃作業業務の更なる民間委託を推進し、職員数を削減する
	e 民間活力導入による農業体験農園の拡大を図り、平成 27 年度までに計 4 園とする ・農業体験農園の開設について、農業者に PR を行う ・農業体験農園を開設する農業者に対して、運営のアドバイスや補助金による支援を行う
	f 保育園入所事務や保育料徴収業務を効率的に行うため、民間委託の導入や保育料滞納者の一括管理を実施に向け検討する
	g 日野市の学校給食の特色を生かしていくため、複数の直営校を残した上で、小学校給食調理業務の民間委託を拡大する
	h 中学校事務補助事務の民間委託を進める
	i 納税業務の中で専門家による徴収業務や民間委託の導入に適合する業務を選定し、メリット・デメリット・費用対効果を含めた検討を行う
	j 現クリーンセンターの民間委託をさらに推進する
	k 市営住宅使用料徴収業務・納付催告や個別訪問徴収等に民間委託の導入を実施に向け検討する
保育園等への民間活力導入の検討	a 保育ニーズの今後の動向を丁寧に観察・検証しながら、公立保育園を複数園選択し、民営化(指定管理者制度の導入を含む)について検討を進め

	る
	b しんめい児童館、もぐさだい児童館、ひの児童館の 3 つの地域型児童館について、指定管理者制度の導入、または民間委託への移行を検討する
	c 学童クラブへの民間活力の導入については、安全性、安定性、利用者の利便性及びコストの観点から指定管理者制度と民間委託による運営形態を総合的に比較し、より効果的で効率的な形態で実施する
市民団体等による公共施設の管理	a 公共施設の管理運営全般について、安定性、効率性などを点検・試算し、NPO 法人等の市民団体による指定管理者制度の導入の適否を検討する
	b 新たな組織や施設を立ち上げる際は、管理運営全般について、安定性、効率性などを点検・試算し、NPO 法人等の市民団体による指定管理制度の導入の適否を検討する

(3) 創意工夫により効率的で効果的な行政運営

市ではあらゆる分野において、創意工夫による効率的で、かつ効果的な行政運営を進めるとともに、膨れた行政サービスを切り詰め、少し前の時代に戻す「セツトバック」を市民の皆様にお願ひし、市民サービスの維持向上に努めていきます。

項 目	改革・改善の内容
身近で住民票の写し等が受けられる仕組みの充実	a 市民ニーズの把握や費用対効果を考慮し、日野駅前周辺に住民票の写し等の自動交付機設置を検討する
	b 住民票の写し等の自動交付機の設置と利用促進により、利便性向上と窓口での混雑緩和を図る ・住民票の写し等の自動交付機の主要駅への設置を検討する ・「ひの市民カード」の利便性について広く PR 活動を行うほか、旧印鑑登録カードからの引替交付日を設定することなども検討する
	c 自動交付機の設置場所の検討や手数料の引き下げを平成 23 年度に実施し、利用の拡大を図り、発行コストを削減する

	d 土日開庁施設における住民票の写しなどの交付の実現に向けた検討を行う e コンビニでの住民票等の写しなどの交付については、自動交付機や郵便局での証明発行の状況やコスト、他の自治体の導入状況などを見ながら検討する f 自宅のパソコンから住民票の写しなどが取れるシステムを国や他の自治体の動向を見極めた上で、検討する
契約制度の更なる改善	a 電子入札の適用範囲を拡大する ・現行適用基準（工事 1,000 万円以上、設計・測量 300 万円以上）を見直し、更に範囲を広げる(平成 23 年度) ・物品（委託、賃貸借を含む）についても適用の拡大を図る(平成 24 年度) b 制限付一般競争入札の適用範囲を拡大する ・現行適用基準（工事 1,000 万円以上、設計・測量 300 万円以上）を見直し、さらに範囲を広げる(平成 23 年度) ・物品（委託、賃貸借を含む）についても適用の拡大を図る(平成 24 年度) c 試行導入した総合評価方式については、入札結果を踏まえ、評価項目や落札方式の検証を行い、本格的適用拡大に向けた検討を行う d 安易な随意契約は認めず、随意契約の見直しに継続的に取り組み、契約の公正性と透明性を確保する e 指名競争入札の競争性を高めるため、指名業者数を増やすなどの見直しを行って、事業コストの抑制を図る
庁内印刷業務の改善の検討	a 庁内印刷業務の委託と汎用印刷機導入の費用対効果の検証、浄書印刷以外の委託部分のあり方等をさらに検討する
統合型地図システムのあり方の検討	a 統合型地図システム「ひのマップ」のあり方を検討する
り災証明発行の手引きの作成	a 日野消防署と連携してり災証明発行訓練を実施し、平成 24 年度から 25 年度の 2 カ年でり災証明発行の手引きを作成し、平成 26 年度から対応

	可能とする
環境マネジメントシステムの見直し（ISO14001 認証取得継続の検討）	a 環境マネジメントシステムの手法を見直し、事務の簡素化を図る
廃棄物処理施設建設の広域連携の検討	a 廃棄物の中間処理施設の建設に当たっては、広域的な連携の可能性を検討する
他市との資料の分担保存や共同保存庫の設置の検討	a 希少な図書資料を保存・活用するため、東京都、多摩地域の公立図書館及び NPO 法人など、広域連携による分担保存や共同保存庫の設置を検討する
移動図書館「ひまわり号」の効率的で、時代にマッチした運営	a 移動図書館「ひまわり号」の効率的で、時代にマッチした運営を図る ・移動図書館の駐車場所の見直しを行い、少子高齢社会に対応した運営を進める ・現図書館システムのリース満了を見据え、移動図書館でのオンラインによるリアルタイムのサービス提供と貸出管理業務の効率化を検討する
人にやさしい庁舎フロアの配置	a 本庁舎 1 階に障害福祉課や高齢福祉課の窓口を移設するなど、窓口に来られる方の視点でのフロア配置を見直す
	b 窓口事務の多い課については、受付方法を整理し窓口事務の効率的な運営を行う

4 市立病院・外郭団体の経営健全化

市立病院や市が財政援助している外郭団体等の経営健全化が求められています。特に、市立病院の経営改善が喫緊の課題です。市立病院については、平成 21 年 2 月に策定した「病院改革プラン」による経営健全化を当面進め、持続可能な経営を目指していきます。

外郭団体についても、引き続き人件費の適正化や事業内容の精査を求め、補助金等に頼らない自立した組織運営を要請することとします。

(1) 市立病院の経営健全化

市立病院改革プランに掲げた目標に向かって、経営健全化を進め、市民から信頼される病院を目指します。そのために、病院で働く職員の意識改革、入院収益の向上、経費の節減、病院機能向上のための施設整備の検討などを行っていきます。

病院改革プランを実施していく中で、平成 24 年度の計画期間満了を見据えた病院のあり方を検討していきます。

項 目	改革・改善の内容
市立病院の経営健全化の推進	a 平成 21 年 2 月に策定した「病院改革プラン」に基づき、経営健全化を推進し、将来にわたり地域の中核病院としての役割を果たすとともに、一般会計からの繰出金の削減に努める
	b 経営分析に基づく客観的な分析から、一般会計として市立病院の持続経営に必要な財政的支援を行う
	c 医師、看護師等を確保し、診療体制の充実を図り、安定した病院経営を目指す
	d 小児を含む救急医療体制の整備を、市立病院の果たすべき重要な役割と捉え、今後さらに拡大・充実に向け努力する
	e 医療事務の ICT 化を進め、業務効率化を図ると同時に、電子化された各種データを病院経営に活用するため、電子カルテの導入を検討する
	f 広報やホームページ等を通じて市立病院の経営状況の公表に努めるとともに、診療体制や受診方法等、市立病院に関する基本的な情報の周知に努め、市民に信頼され選ばれる病院を目指す
地域医療連携の推進	a 急性期病院としての役割を明確にし、外来につ

	いては検査・入院を必要とする患者に重点を置き、市民の理解を得ながら一層の病診連携を進めて、紹介率の向上を目指す(平成28年度紹介率:50%)
	b 地域の医療機関との連携を図り、質の高い地域医療を実現するため、インターネットにより各医療機関の電子カルテシステムや画像システムを相互に参照できる Web 型電子カルテシステムの構築を目指し、ICT を活用した地域医療連携を推進する
病院機能向上のための施設整備の検討	a 病院隣接地にある社会教育センターの移転後に予定されている病院機能向上のための施設整備の中で、新たな医療ニーズや収益力の強化等への対応とともに、がん治療やリハビリ、救急医療等公立病院として求められる診療機能の向上及び拡張を図ることを検討します

(2) 外郭団体の自立的経営

外郭団体の経営健全化に向け、これまで職員の人事給与制度の見直しを進めてきましたが、更に踏み込んだ経営改善を進め、市の補助金等に過度に頼らない、自立的な経営の確立を要請していきます。

項 目	改革・改善の内容
(株)日野市企業公社の運営改善	a (株)日野市企業公社については、効率的な事業運営ができる組織体制と営業力を強化し自立した企業経営に向けた運営改善を要請する
(財)日野市環境緑化協会の公益法人への移行	a (財)日野市環境緑化協会については、公益法人制度改革関連法の施行による新公益法人への移行に併せ、事業内容及び組織体制の見直しを進め、自立した組織運営を推進するよう要請する(平成24年度)
(福)日野市福祉事業団の抜本的見直し	a 市立つばさ・市立はくちょう・市立希望の家のあり方の検討を通して、日野市福祉事業団の今後について検討する
(福)日野市社会福祉協議会の組織及び事業の見直し	a (福)日野市社会福祉協議会の組織及び事業の見直しを図り、自立した運営の推進を要請する
(公社)日野市シルバー人材センターの自立した運営に向けた支援	a (公社)シルバー人材センターについては、団塊世代の加入を促進し、会員充実を図るとともに、事業の拡大・効率化、人件費の適正化を図り、自

	立的・効率的な運営の推進を要請する
--	-------------------

5 将来を見据えた公共施設の配置と更新

日野市の建物や道路・下水道は、昭和40年代から50年代に掛け、集中的に整備され、建物については、この時代に建築したものが全体の45%を占めています。今後、市の財政状況は一段と厳しくなることが予想され、放っておくとこのような社会資本ストックがスムーズに更新できなくなる恐れがあります。維持修繕、更新投資等に当たっては、人口動向や利用状況などを考えて、適正規模適正配置を図る必要があります。計画的な維持修繕や更新により、市民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底します。

施設の新設または建替えに当たっては、複合施設化や統合化を図るとともに、PFIの導入など民間活力の積極的な活用導入を検討し、効果的で効率的な施設経営を進めていきます。

(1) スtockマネジメント

ストックマネジメントとは資産を効率よく管理運用する手法です。ストックマネジメントを的確に行うため、市が保有する公共施設の現状と課題を把握した「公共施設白書」の作成が必要です。この白書に基づき、公共施設改修計画を策定し、計画的な改修や更新を図っていきます。

施設の更新を考える際は、人口減少時代の到来など、社会環境の変化を見据えて建替えの是非を検討します。所期の目的を果たした施設、利用率の低い施設、また民間と競合する施設については、計画的に廃止します。廃止した施設の土地や建物は売却し、改修や更新の原資とします。

項 目	改革・改善の内容
公共施設のあり方の検討	a 施設を公で持つ必要性や適正規模・適正配置など、公共施設のあり方を検討し、時代に合ったストックマネジメント（施設管理）を行う
	b 地方財政健全化法に基づく新公会計制度に対応するための固定資産台帳整備を随時進める。
	c 老朽化した中央福祉センター、湯沢福祉センターについて、大規模修繕、建替え（他目的施設との複合施設化を含む）廃止等を含めた今後の方向性について検討する(平成24年度)
	d 住宅の直接提供から間接支援、民業優先の考え方などを踏まえ、老朽化した市営住宅（城址ヶ丘団地、長山団地）の廃止も含めた今後のあり方を検討する
	e 高齢者向け住宅施策は、「住宅供給計画」を策

	定し現在の施策を整理統合するとともに、直接提供から間接支援への移行を目指す
	f 借上公共賃貸住宅(市民住宅「かしの木ハイツ」)は、一括借上げ契約の満了に伴い、オーナーにスムーズに返還する ・平成24年度：第1かしの木ハイツ返還 ・平成25年度：第2かしの木ハイツ返還 ・平成27年度：第3かしの木ハイツ返還 ・平成28年度：第4かしの木ハイツ返還
	g 老朽化した地区センターの建替えに際しては、利用状況、管理の状況及び地域の人口予測等を考慮し、統合化や他施設との複合化、または廃止を検討する
	h 乗鞍高原日野山荘を平成23年度に廃止する
	たかはた保育園用地の借用期限平成26年3月までに、地域の保育ニーズを踏まえながら、借用期限後の方向性について検討を行う
	j 老朽化により公共施設が一斉に更新時期を迎えるため、その財源確保策として、起債及び既存基金を活用する

(2) 公共施設の計画的な更新と改修

市民の安全・安心の観点から、優先度を付け、公共施設の更新や改修、耐震化を進めます。限られた財源の中で、計画的・効率的な維持管理と改修を行うことで、施設の延命化を図ります。改修等に当たっては、環境負荷の低減を考慮した工法・仕様を検討します。

なお、新クリーンセンターについては、PFIの導入など民間活力の積極的な活用を検討し、効果的・効率的な施設運営を目指すこととします。

項 目	改革・改善の内容
公共施設の更新や改修の計画の策定	a 各公共施設の老朽化及び耐震性等を調査し、優先順位と将来の財政負担を検討しながら、市民ニーズ及び市施策との整合性を図った「公共施設の建替計画・大規模修繕計画」を策定する ・専門家を入れて公共施設改修短期計画(5年)、長期計画を策定することも検討する ・平成19年度から進めている保育園、児童館、学童クラブについては、耐震化と併せて改修を

計画的な道路などのインフラの維持管理	実施する
	b 狭あい化・老朽化した市役所本庁舎の建替え、改築、増築及び分庁舎化等の各手法による経済性等を比較した上で、業務の多様化、市民ニーズ及び環境面等に配慮した更新プランを策定する
	a 計画的・継続的に幹線道路等の維持補修を実施するため「道路舗装補修計画」を平成 23 年度に策定し、実施に努める
	b 歩行者・自転車・自動車等の交通需要を把握し、安全で快適な通行空間を確保するため、道路幅員の再配分も含めた「道路改修計画」を平成 25 年度に策定し、実施に努める
	c 主要橋梁について定期的な保守点検を実施し、橋梁台帳・カルテを作成するとともに、計画的・継続的に橋梁の維持補修を実施するため、「橋梁長寿命化修繕計画」を平成 25 年度に策定し、実施に努める
	d 「公園施設長寿命化修繕計画」に基づき、計画的・継続的に公園施設の修繕の実施に努める
学校や社会教育施設の計画的な改修	e 下水道施設の経年劣化に対する改善や耐震性の向上を図るため、下水道施設維持補修に関する計画を平成 24 年度までに策定し、実施に努める
	a 計画的な整備を実施するため「学校施設の建替え及び大規模改修等の整備基本計画」を平成 24 年度に策定後、実施計画を策定し、実施に努める
	b 多摩平のまちづくりの進捗にともない、日野第二中学校校舎の耐震・改築を検討する
	c 老朽化した教室、照明、トイレ、給水管、空調設備、音響設備等の「施設整備計画」を平成 23 年度に見直す
	d 「校舎増築」は、児童・生徒の増加に対応した施設整備を推進する
	e 文化スポーツ課及び生涯学習課所管施設（市民会館、七生公会堂、南平体育館、八ヶ岳高原大成荘等）の優先順位を検討したうえで、大規模改修計画を立てる
	f 「公共施設の建替計画・大規模修繕計画」に基づき、中央図書館、高幡図書館の耐震補強、バ

	リアフリー化等の改修に努める
	g 「公共施設の建替計画・大規模修繕計画」に基づき、中央公民館を他の公共施設との複合化による建替え、または耐震補強・バリアフリー化等の改修に努める
公共施設の耐震化の推進	a 施設構造上の優先順位及び財政状況を勘案しながら平成 27 年度までに防災上重要な市有建築物について耐震化を進める
	b 市立幼稚園の今後を視野に入れ、平成 25 年度までに「園舎耐震化整備計画」を策定する
ごみ処理施設の延命化対策の実施	a 新廃棄物処理施設が稼動するまでの間、老朽化した既設ごみ処理施設の延命化対策を実施する
ごみ処理施設更新の円滑な推進	a 「第 2 次ごみゼロプラン」及び「一般廃棄物処理施設計画」に基づき、熱回収施設(ごみ焼却炉)、リサイクルセンター(処理棟及びプラザ棟)を平成 30 年度までに建替える
	b 新廃棄物処理施設の建設・運営を PFI 方式を検討し、競争性を高め、適正な価格での契約、効率的な運転管理を目指す

- 1 **PFI** (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

6 財源確保と適切な財政運営

市の財政の根幹である市税については、今後の市税収入の動向もさることながら、公平性の観点から、適切に賦課し、徴収すべきものと考えます。徴収率については、第 3 次行革大綱でも、高い数値目標を掲げ積極的に取り組んできましたが、第 4 次行革大綱においてもこれまでと同様に積極的に対応していきます。

また、自主財源の確保と受益者負担の適正化などを併せて進めていきます。

(1) 確実な収入強化（財源確保）

適正・公平な賦課・徴収を基本に税務行政を進めます。市税の徴収率向上については、現年度徴収率が多摩 26 市中の中で上位となるなど、第 3 次行革大綱を実施する中で、一定の成果をあげてきました。引き続き具体的な数値目標を定め、徴収職員の投入や納入方法の多様化などを進め、徴収率向上に努めます。

使用料・手数料については、その算定基準を確立し、適正な受益者負担を求めています。さらに、市主催の各種事業においても、内容によっては参加費を徴収し、その収入を事業の充実に役立てます。

項 目	改革・改善の内容
市税等の徴収率向上	a 市税の現年課税分徴収率は、99.0%以上を目指す（平成 22 年度：98.8%）
	b 市税の滞納繰越分徴収率は、29.4%以上を目指す（平成 22 年度：24.8%）
	c 国民健康保険税の現年課税分徴収率は、92.1%以上を目指す（平成 22 年度：91.2%）
	d 国民健康保険税の滞納繰越分徴収率は、22.8%以上を目指す（平成 22 年度：20.7%）
	e 市税・国民健康保険税の口座振替利用率 40.2%以上を目指す（平成 22 年度：28.0%）
	f 市税等徴収員を活用した電話催告、個別訪問、ポスティングを強化し、現年度優先の徴収体制を継続する
	g 迅速な滞納処分ができるように、機能分担型の体制を充実させ、差押・公売で債権確保を図る
	h マルチペイメントネットワーク（ペイジー収納サービス）等による収納の導入を、基幹システム再構築完了後の平成 24 年度から全庁的に検討する
	i 介護保険料の現年度分徴収率は、99.0%以上を

	目指す（平成22年度：98.5％）
	j 介護保険料の滞納繰越分徴収率は、22.8%以上を目指す（平成22年度：13.1％）
	k 使用料等の滞納について、市税との一括管理を検討する
使用料・手数料の見直し	a 適正な受益者負担を求めるため、使用料の算定基準を策定する
	b 使用料・手数料の定期的な見直しを行う（平成24年度実施）
	c 墓地管理手数料の見直しを行う
	d 東京都の占用料改定を参考に公園占用料の見直しを行う
	e 公園内の駐車場等施設の有料化を平成23年度から順次進める
	f 下水道使用料の見直しを平成24年度に行う
	g 一般廃棄物（ごみ）処理手数料（持ち込みごみ）の見直しを平成23年度に実施する
	h 市民農園の使用料の見直しを行う
	i ハケ岳高原「大成荘」の収益性の検証を行い、平成24年度の改定を目指す
受益者負担の適正化	a 無料の集会室などの施設使用料を有料化する
	b 施設使用料の見直しを行う
	c 健康づくり事業への受益者負担を平成23年度に導入する
	d 学童クラブ保護者負担金の見直しを行う
	e 保育所運営費保護者負担金の見直しを行う
	f 子ども家庭在宅サービスの更なる充実と利用者負担の見直しを行う ・一時保育の利用料を平成23年度に改定する ・トワイライトステイ ² の利用料を平成24年度に改定する
	g 国民健康保険税の税率の引き上げを、平成23年度に実施する
	h 施設駐車場使用料の有料化を進める

- 1 マルチペイメントネットワーク：税金や公共料金、各種料金などの支払いを、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなくパソコン、携帯電話、ATM から支払うことができるサービス。多摩地域の市でも導入が始まっている。

- 2 トワイライトステイ：家族の入院、勤務での残業、地域活動や学習活動への参加などの事情で、一時的に夜間（午後 6 時～10 時）の保育ができないときに、1 歳から小学校 3 年生までお子さんを預かる事業。

(2) 創意工夫による財源確保

これまで市民や企業が寄附金により地域貢献を行う取り組みがあまりなされてきませんでした。欧米のように市民や企業から寄附金を募り、地域において公共的活動で頑張っている市民や NPO 法人などに分配したり、市が提案する地域事業に充当したりする寄附金制度を検討していきます。

また、広報「ひの」など色々な市の広報媒体に引き続き有料広告を掲載し、地域経済の活性化と財源確保を図ります。

国や東京都の補助金については、一括交付金化が著しく、これまで以上に獲得に向けた工夫が必要となります。庁内の叡智を結集してこうした財源確保に取り組めます。

項 目	改革・改善の内容
有料広告事業の拡充	a ホームページを魅力あるものにして、有料広告の顧客を増やし、地域経済の活性化につなげる。また、広告料の見直しを平成 23 年度に実施し、財源の確保を図る
	b 広報紙「ひの」の広告料の見直しを、平成 23 年度に実施する
	c 「ごみ・資源分別カレンダー」に有料広告を引き続き掲載する
	d 図書館印刷物等の有料広告を導入する
寄附財を活用した行政運営	a 新たな寄附財の研究を行い、新しい制度を実施する ・新しい寄附制度を導入する（使途・特典やダイヤル Q ² ¹ の検討） ・新しい寄附制度を PR 強化する
	b 寄附財を活用しての公民協働事業の拡大を図る
資源物売却益などの適正な算定	a 資源物売却益などの算定を精査する（平成 23 年度実施）

- 1 ダイヤル Q²：ダイヤルキュー。NTT 東日本などが提供する電話による情報料代理徴収サービス。災害時の義援金募金などで使われている。「テレビ朝日ドラえもん募金」が有名。

(3) 積極的な財源確保

市税収入等の大幅な増収が望めない中、政策的に活用する目的がない土地等については、積極的に売却し、行政サービスを維持・向上するための財源として活用します。また、将来の利用計画があるものの、当面使用しない土地については、貸付により収益を図るとともに、除草などの管理経費の縮減を目指します。

廃水路（青道） 廃道敷（赤道）は積極的に売却していきます。

項 目	改革・改善の内容
市有財産等の有効活用の推進	a 平成 23 年度～25 年度を期間とする 3 力年販売計画により、市有地の早期売却を推進する
	b 当面利用予定のない市有財産等を貸し付け、有効活用を推進する
	c 法定外公共物（青道・赤道）の売払いを推進する
	d 旧ダストボックス用地は、3 年以内に処分する
	e 市有地の売却益については、公共施設の更新財源の一部として基金に積立てていく
下水道供用開始区域内の切替促進による下水道使用料の徴収	a 公共下水道供用開始区域内の切替を促進する（目標約 6,000 戸）
国都補助金等の獲得	a 各部単位で情報収集、情報交換を行い、包括的交付金の獲得を図る
	b 国及び都等の施策が、市のビジョンと合致する場合、国都補助金等を積極的に獲得する

(4) 歳出削減策

市の歳入環境は、依然として厳しい状況が続く見込みです。市が提供するサービスの規模は、年々増加し、自主的な財源だけでは賄えなくなる恐れもあります。このため、市民生活に直結するサービスの維持や新たな市民ニーズへ対応するため、行政の責任として補助事業等をゼロベースから見直し、役割を終えた事業や受益者が極端に限定された事業などは、休止・廃止を含めた抜本的な見直しを行っていきます。

項 目	改革・改善の内容
補助金の適正化	a 外郭団体等への補助金の見直しを行う
	b 補助基準を平成 23 年度に作成し、24 年度補助金を見直す
	c ひの市民リサイクルショップ回轉市場補助金の廃止を検討する

	d 消費生活展補助事業の見直しを検討する
	e メーデー補助金のあり方を検討する
	f 日野市社会福祉団体関係補助金の補助基準を社会情勢に合わせて平成24年度までに見直す
	g 障害者の福祉タクシー利用券、自動車ガソリン給油券の給付について見直しを行い、真に必要な度の高い障害者（児）を対象とする制度とする
	h 障害者の福祉手当（市制度）の給付について見直しを行い、真に必要な度の高い障害者（児）を対象とする制度とする
	i 敬老金贈呈について廃止も含めた見直しを行う
	j 就学援助費用・準要保護の資格要件（生活保護基準の1.3倍）についての見直しを行う
	k 国の奨学金制度実施の動向に応じ、日野市高校生奨学金の廃止を含めた見直しを行う
	l 財政部門は、基本構想・基本計画、行革大綱、財政計画等により、当該年度の重点事業を設定し、事業実施の優先順位付けをする
特別会計繰出金の縮減	a 国民健康保険特別会計への一般会計からの繰出金の増加を健康増進施策の推進等により抑制する
	b 後期高齢者医療特別会計への一般会計からの繰出金の増加を健康保持・予防施策の推進等により抑制する
	c 介護保険特別会計への一般会計からの繰出金の増加を健康保持・予防施策の推進等により抑制する
	d 国民健康保険における財政運営の広域化の検討をしていく
委託料や調達コストの縮減	a 委託業務の検査、指導等を通じて委託業務の適正化を推進する
	b 新都市建設公社 ¹ に対する委託業務の見直しを行い、コスト削減を目指す
	c 収集運搬業務の合理化改善を引き続き促し、更なるコスト削減を目指す
	d 健診等の委託料の縮減を図る

	e 駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」 ² の事業への委託のあり方を見直す
最終処分費を減じる施策の実施	a 焼却灰、不燃残渣の最終処分の配分量に対し超過量が出ない方策を検討するとともに、焼却残渣の運搬処理等について算定を精査する
区画整理事業用地の有効活用	a 土地区画整理事業用地の有効活用を行い、管理費の削減を図る
駅周辺のバリアフリー化の鉄道事業者の負担	a 駅周辺のバリアフリー化については鉄道事業者の負担を求める
保留地の早期売却	a 一般会計から土地区画整理事業特別会計への市負担額の縮減につながるため、保留地の早期売却を積極的に進める
選挙執行経費の削減	a 開票事務の改善により選挙執行経費を削減する ・開票事務の効率化 ・翌日開票の検討

- 1 新都市建設公社：首都圏整備構想に基づき、新都市の総合的建設及び地域開発を促進し、首都の秩序ある発展を図ることを目的に設置された東京都や日野市ほか5市の出捐による財団法人。土地区画整理・下水道・宅地造成事業などを行っている。
- 2 駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」：百草園駅前にある子育て支援施設。日中は子育て中の保護者と子どもが集える場として子育てカフェを行い、夕方からは学童クラブ終了後の子どもを預かり、児童の夜間育成を行っている。

(5) 適切な財政運営

10年前と比較し、一般会計を始めとする全会計の市債残高のうち、財源不足のため発行した赤字公債が約2倍に増加しています。今現在、サービスの恩恵を受けている世代が、自分たちの子どもや孫にその負担を先送りしている状況となっています。次代に大きなツケを残さないためにも、赤字公債の発行を抑制していかなければなりません。

また、将来に備えて計画的に基金の積み立てを行っていく必要もあります。

項 目	改革・改善の内容
健全な財政運営を推進	a 経常収支比率 ¹ (普通会計 ²)を88%以下に早期達成することにより、財政構造の弾力性の確保を図る
	b 平成28年度までに人件費構成比率 ³ (普通会計)を17.5%以下とし、効率的な行政運営を実現する

	c 公債費負担比率 ⁴ (普通会計)を7.5%以下に維持するように努め、財政構造の健全性の確保を図る
	d 財政調整基金 ⁵ 積立目標額を35億円とし、計画的に積立中長期的な視点で安定した財政運営を行う
	e 平成28年度末の市全体の地方債残高(日野市土地開発公社 ⁶ を除く)を平成21年度末と比べ、50億円削減した770億円以下とする
	f 平成28年度末の一般会計の赤字公債残高を平成21年度末と比べ、30億円削減した149億円以下とする
	g 市債の借入総額を公債費の2/3以下に抑制し、普通会計、一般会計ともプライマリーバランス ⁷ の黒字を維持していく
日野市土地開発公社経営健全化と減損分の対応策の検討	a 日野市土地開発公社の経営健全化を進めるとともに、減損分の対応策を検討する
外部監査制度導入の検討	a 外部監査制度の導入を検討する

- 1 **経常収支比率**：自治体等の財政構造の弾力性を示す財政指標。人件費などの経常経費を市税などの経常一般財源で除したパーセンテージ。75%を上回らないことが望ましいといわれているが、日野市の平成21年度経常収支比率は91.4%。
- 2 **普通会計**：自治体相互の比較や時系列比較ができるように地方財政統計上用いられる観念上の会計。日野市では一般会計、土地区画整理特別会計及び下水道事業特別会計の都市下水路事業分の合計(繰出金など会計間の重複を除く)。
- 3 **人件費構成比率**：普通会計の歳出総額に占める人件費(報酬、給料、職員手当等、共済費)の割合。
- 4 **公債費負担比率**：普通会計の一般財源総額に占める公債費充当一般財源の割合。一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。
- 5 **財政調整基金**：災害復旧、市債の繰上償還その他財源不足を生じたときに充てる財源として積立てた基金。決算の剰余金等を一般会計予算で定めて積み立てる。
- 6 **日野市土地開発公社**：公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づき、日野市が設立した団体。公共用地又は公用地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することが目的。
- 7 **プライマリーバランス**：公債費の元利払いを除いた歳出と公債発行収入を除いた歳入の間の財政収支をいう。

7 職員の育成と適正な給与水準

地方自治体が、これからの地域主権（地方分権）時代に的確に対応していくためには、自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるように、体質強化が重要になります。人材育成と人事管理を適切に行うことにより、職員の資質向上を図り、その有している可能性・能力を最大限に引き出し、していくことが求められています。

職員給与については、これまでの行革により、ほぼ国の給与水準まで適正化を図りました。更に制度や仕組みを改善するとともに、人事評価制度を活用した能力や業績による人事給与制度を確立し、市民から納得いただける給与水準としていきます。

(1) 人材育成

今後ますます進展が予想される地域主権改革にともなう「義務」と「責任」を担える、市民の満足度・納得度を向上できる人材を育てます。第4次行革大綱では、第3次行革大綱時に作成された「人材育成基本方針」をさらに実のあるものにしていくため、職員研修制度の充実・強化を図るとともに、民間企業等への派遣の推進や地域社会への積極的な参加を奨励することにより、経営感覚と広い視野を持った職員の育成を行っていきます。

項 目	改革・改善の内容
広い視野を持った職員の育成	a 「人材育成基本方針」に基づき職責に応じた職員研修の充実・強化により、職員の能力向上を図る
	b 管理職の職員育成能力を高める
	c 技術系職員の技術の継承と次世代育成を図る
	d 職員の意欲とモチベーション向上につながる新たな職員提案制度を導入する
	e 市政の基本的知識を習得する研修は、内部講師を活用する
	f 国や東京都など、他の自治体への派遣研修を実施する
	g 民間企業に積極的に職員を派遣し、経営感覚を持った職員を育成する
	h 被災自治体に職員を積極的に派遣する
	i 各種サークル活動、地域活動など職場外活動への積極的な参加を奨励する

	j 外郭団体や NPO 法人との相互研修等を実施し、視野の広い職員を育成する
	k 指導改善が必要とされる職員に対する再教育プログラムを実施する
	l 自治会等、地域の団体との交流を行い、公民協働ができる職員を育成する
	m 自己啓発のための公開講座などの情報提供を行う
	n 自宅でのインターネット利用による学習システム（e-ラーニング）を導入する
	o 職員の各種研修の参加状況や研修成果をデータベース化し、職員の育成と人事評価に役立てる
	p 職員がインターネットを利用できる環境を整備する
職員の適材適所への配置	a 公平性と信頼性に基づいた適材適所への人事配置を行う
	b 定期的かつ計画的な人事異動を行い、広い視野と見識を持った職員を養成する
公平・公正な昇任試験制度	a 職員の意欲や、実績に基づく職員昇任試験制度を推進する
嘱託職員の能力向上	a 嘱託職員に業務教育・訓練を実施し能力の向上を図る
	b 図書館業務に円滑かつ効果的に従事できる嘱託職員を育成する

(2) 機能的な組織運営

地域主権時代を迎え、複数の部署にまたがる問題の増加が予想されます。現在の日野市の組織は、国や東京都などの行政機関との均衡に配慮した縦割り構造になっています。そのような中では、いわゆる「横串」による組織横断的な対応がますます重要となってきます。

また、時代にマッチした機構改革や柔軟に業務を遂行できるチーム制の導入の検討なども行い、激しい自治体間競争にも対応できる組織づくりと組織運営を行っていきます。

項 目	改革・改善の内容
時代にマッチした組織づくり	a 教育委員会の生涯学習のスポーツと芸術文化分野を平成 23 年度に市長部局へ移管する

	b 訴訟及び不服申立てに対する対応並びに法務機能を強化するため、平成 23 年度に法務を所管する部署を設置する
	c チーム制の導入等、柔軟に業務に対応できる体制を検討する
市民に分かりやすい行政組織	a 職員の職務名を市民に分かりやすくする
	b 組織の名称を市民に分かりやすくする
フレキシブルな組織運営	a 業務繁忙期における部間・部内での効率的、機動的な応援体制を確立する
	b 勤務実態に即した柔軟な勤務時間制度（ずれ勤）を拡大する
	c 勤務実態に即した柔軟な勤務時間制度の導入（フレックスタイム制）を検討する
	d 職員一人ひとりが週間、月間及び年間等の業務スケジュールによる進行管理を行い、業務の円滑な推進と効率化を図る
多様な人材の登用により組織を活性化	a 任期付職員制度（期間限定職員の採用）及び任期付短時間勤務職員制度（時間パート職員の採用）の創設を検討する
	b 女性職員の職制への積極的な登用を図る
	c 民間の経験と発想を市政に反映するために、民間企業等の経験者などの中途採用を実施する

(3) 適正な定員管理と給与水準

他の同規模の自治体と比べ、日野市は民生部門と教育部門で職員数が超過している状況です（資料編 資料 1 3 参照）。引き続き民間活力の導入や、業務見直しによる職員数の削減に向けた取り組みを推進し、職員定数の適正化を図っていきます。

また、厳しい財政状況の中では、市職員の給与だけが保証されるものでもありません。国や東京都の給与水準を考慮した上で、能力・実績に応じた給与体系を確立するなど、市民に納得が得られる人事給与制度を目指していきます。

項 目	改革・改善の内容
定員管理の適正化	a 民間委託、再任用職員、嘱託職員などの多様な人材の活用等により、職員定数の更なる適正化を図る（事務事業の増加等による定員増を除いた単純人員削減目標数値 100 人）

	b 退職者の一部不補充等により、平成28年4月1日現在の職員数を22年4月1日と比べ、50人削減する
	c 学校用務員業務の嘱託化を推進する
	d 職員の年齢構成や新たな行政需要を考慮し、職員採用は継続して行う
適正な給与水準	a 人事院および東京都人事委員会勧告に沿った、適正な給与改定を実施し、ラスパイレス指数 ¹ を100以下とする
	b 東京都の給与水準を上回っている技能労務職の給与水準の見直しを行う（平成23年度）
	c 期末勤勉手当における職務段階別加算について、係長職および主任職に係わる加算率が東京都を上回っているため、見直しを行う（平成23年度）
	d 退職金の中膨れ状況を解消するため、中途採用者の定年にともなう退職金の支給率を見直す（平成23年度）
	e 住居手当、扶養手当を見直す ・人事院勧告に準拠し、持ち家職員の住居手当を廃止する ・扶養手当を東京都並みに引き下げる
職員の能力・業績を反映した給与制度	a 人事評価制度の評価の適正化を図る
	b 査定昇給制度を平成23年度に全職員に拡大する
	c 勤勉手当の「成績率」導入を順次拡大する ・平成23年度：課長補佐職に拡大 ・平成24年度：全職員に拡大
	d 管理職層の人事評価スキル、面談力等の向上のため評価者研修を行う
時間外勤務の縮減	a 時間外管理委員会の指針を推進し、時間外勤務手当の決算額を1億円以下にする
	b 業務改善により時間外勤務を縮減し、職員の健康保持と人件費の節減につなげる
委員報酬や謝礼金の見直し	a 報酬審議会に委員報酬の見直しを諮問し、その結果を反映させる
	b 謝礼金の見直しを行う
	c 市民参画による市民への報酬等は、基準を公

	表する
--	-----

- 1 ラスパイレス指数：国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

(4) 労働環境（職場環境）の整備

仕事と生活をともに充実させる「ワークライフ・バランス」の必要性が唱えられています。今、社会全体で子育て支援や地域活動への参加が求められています。こうした家庭生活や地域参加などと仕事が両立できる職場環境づくりが必要となります。

一方、福利厚生制度は、時代とともに変化してきています。バブル経済のときは批判を受けなかった制度でも、今は違います。福利厚生制度は、働く意欲の向上を図ることが目的ですが、時代に合わせた見直しは必要です。

職場環境の整備や福利厚生は働く職員の権利でもあります。公務員として果たすべき義務を成し遂げた上での権利といえます。

項 目	改革・改善の内容
職場環境の整備	a 仕事と育児の両立支援策の構築を図る
	b 職場内のコミュニケーションを活性化し、相談し合える環境をつくる
メンタルヘルス対策の充実	a メンタルヘルスについて、職員の相談しやすい体制を整備する
	b 管理職に向けたメンタルヘルス研修を充実する
病休者等の復職の支援	a 長期病欠者が円滑に職場復帰できるよう、復帰プログラムの確立等の環境整備を行う
	b 育休者等が自宅でインターネットを利用し、庁内の情報を得られる環境を整備する
休業制度等の拡充	a 就学部分休業の導入について、平成 24 年度条例化を目指す
	b 高齢者部分休業について、平成 24 年度条例化を目指す
	c 育児短時間勤務制度の導入について、平成 24 年度条例化を目指す
互助会運営に対する市の交付金等の見直し	a 互助会運営に対する市の交付金等の廃止を検討する

第4次日野市行財政改革大綱

【資料編】

<目 次>

資料1	事務事業点検基準	1
資料2	新規事業点検基準	3
資料3	民間委託（指定管理者制度含む）検討基準	4
資料4	財政指標 日野市の義務的経費の推移	6
資料5	財政指標 日野市の各種基金残高の推移	7
資料6	財政指標 日野市の特別会計への繰出金の推移	8
資料7	財政指標 日野市と多摩地域類似都市の経常収支比率の推移	9
資料8	財政指標 日野市と多摩地域類似都市の公債費負担比率の推移	10
資料9	財政指標 日野市と多摩地域類似都市の市税徴収率の推移（現年度課税分）	11
資料10	財政指標 日野市の市税決算額の推移	12
資料11	財政指標 日野市の財政の健全化判断比率	13
資料11	多摩地域類似都市民1,000人当たりの職員数	15
資料12	多摩地域類似都市部門別職員数	16
資料13	職員定数見直し対象事項一覧（第4次行財政改革期間）	17
資料14	年度別退職者及び予定者数（職種別）	18
	第4次日野市行財政改革大綱検討経過	19

資料1

事務事業点検基準

事務事業の見直しは、行政評価システムの評価結果により進めていきます。

事務事業の点検は、下記の行政評価システムの考え方に沿った点検基準により行います。

区 分	視 点	点 検 ポ イ ン ト	チェック
必 要 性 「市民が 主役のま ちづくり のために 市が行う 必要はあ るか」	市の基本構想・基本計画に整合し、まちづくりに貢献しているか	- 市の基本構想・基本計画の「施策の展開」と整合しているものか - 事業目的が市の基本構想・基本計画の「めざすまちの姿」に示すまちづくりに貢献するものか	
	税金を使って市が実施すべき公共性の高い事業か	税金を使っても市が実施しなければならない公共性が高く、民間や市民等に任せられないものか（直営・民間委託等を問わず）	
	民間の参入状況を見て、市が実施すべき事業か	- 民間が参入している分野で、公が行うことで民間の活力を低下させることにならないか - 民間の方が、より効果的・効率的に展開できないか	
	国・東京都が類似の事業を行っているか	- 国・東京都が類似の事業を行っていないか - 国・東京都の事業に、市が必要以上に上乗せしていないか	
	時代の変化に適合した事業か	- 社会経済情勢や諸制度の変化に対応しているか - すでに所期の目的を達成しているのに、慣例や前例を踏襲して続けないか - 補助事業は原則「3年間の時限適用」であるのに、長期間にわたり続けないか	
	多くの市民が望む事業か	- 多くの市民が望んでいるものか - 過剰な市民ニーズに基づいていないか	
効 率 性 「事業の 成果を維 持してム ダなく効 率的に展 開できた か」	職員が能率的に事務を執行しているか	- 執務時間短縮の工夫により、業務の効率化が図れているか - 繁忙期など、組織の横断的協働で、業務の効率化が図れないか - OA化等により、なお一層の事務の簡素化、効率化が図れないか - 多様な人材（臨時職員、嘱託職員等）の活用により、効率化できないか	
	民間活力導入で効率化できないか	- 民間活力導入により、事業効果の維持・向上とコスト削減ができないか（市直営の場合） - 委託等の内容の再点検や仕様書等の見直しにより、事業効果を維持したままで、経費削減ができないか（委託済みの場合）	
	委託料や調達コス	競争入札等により委託料や物品の調達コストの削	

	トの削減に努めているか	減に努めているか ・ 単位コストを下げる工夫をしているか	
	さらに目的の達成を向上させる効率的な手段がないか	・ 市民・市民団体・企業と行政との役割分担で、事業目的を達成することができないか ・ 「公民協働」により、事業の自主管理・運営ができないか	
	類似した事業と統合できないか	・ 他の部署の類似の目的を持った事業と統合できないか。	
	事業を継続的に行うための財源を確保しているか	・ 国・東京都補助金等の特定財源を確保しているか ・ サービスに応じた適正な受益者負担を求めているか、非受益者に納得が得られているか ・ 受益者負担を定期的に見直しているか	
有効性 「事業の成果をより高めることができたか」	事業成果は上がっているか	・ 事業成果は意図した目標に届いているか ・ 適切な目標値を設定しているか	
	さらに事業成果を向上する余地はないか	・ 手段や手法を工夫して、さらに事業成果を向上する余地はないか ・ 事業や対象者を絞り込んだり、拡大したりする必要はないか	
	事業の有効性が薄れていないか	・ 事業成果が低下したり、対象者が減少したりして事業の有効性が薄れていないか ・ 事業成果が低いのに、長期にわたって行っていないか	
	対象者の満足度は向上したか	・ 対象者の満足度は向上しているか ・ 意図した対象者をカバーできているか	
	対象者が偏っていないか	・ 対象者が一部に偏っていたり、極端に少なかったりしないか	
	市民全体が納得しているか	・ 市民全体にとって有効な事業で、対象者以外の市民も納得しているか ・ 市のまちづくりや地域の活性化に役立っているか	
	廃止した場合に、まちづくりに大きな影響が出るか	・ 事業を廃止した場合に、市のまちづくりに大きな影響が出るか	

上記の基準は基本的な点検基準を定めたものであり、必要に応じてこれ以外の基準を追加すること。
点検に当たっては、日本国憲法第十一条、第二十五条の法旨を遵守すること。

資料2

新規事業点検基準

新規に事業を起こす場合は、下記の新規事業点検基準に基づき、「重要性」「緊急度」「財源度」の視点からその事業内容を点検し、実施することとする。

種 別	区 分	点 検 ポ イ ン ト	チエック
重 要 性	公 益 性	・ 民間では行うことのできない公益性が高い事業なのか	
	平 等 性	・ 市民の関心が高く、かつ市民全体のための事業なのか	
	補 完 性	・ 他の事業と協働し、施策の成果を高めることができないか	
	経 済 性	・ 既存の事業や施設あるいは民間活力を活用できないか	
	計 画 性	・ 一過性の施策でなく、長期的展望（基本構想・基本計画）に立ったものなのか	
	広 域 性	・ 市単独の事業とするより、広域的な事業とする方がより効果的にならないか	
緊 急 度	緊 急 性	・ 法令、制度等の変更、あるいは社会状況の変化等により緊急性のあるものなのか	
	需 要 性	・ 市民要望が高く、市政運営の基本姿勢に関わるものなのか	
	効 率 性	・ 必要最小限の投資で市民サービスの向上に著しい効果を及ぼすものなのか	
	合 理 性	・ ムダを省き、スリム化した最善の方法が採り入れられているのか	
	適 合 性	・ 他市等の施策の関連はどうなのか	
	実 現 性	・ 他市の水準と比較してどうなのか	
財 源 度	補 助 率	・ 国、東京都あるいは民間団体からの補助金はあるのか	
	特 定 財 源	・ 特定財源はあるのか	
	受益者負担	・ 適切な受益者負担が設定されているのか	
	財 政 負 担	・ 将来の財政負担が過重にならないのか	

上記の基準は基本的な点検基準を定めたものであり、必要に応じてこれ以外の基準を追加すること。
点検に当たっては、日本国憲法第十一条、第二十五条の法旨を遵守すること。

資料3

民間委託（指定管理者制度含む）検討基準

1 民間委託を検討する際の一般的判断基準

- （１）行政責任の確保ができること。
- （２）法令等に適合し、適正な執行が確保できること。
- （３）適正なサービス水準が維持・拡大され、安定されたサービスの継続が確保されること。
- （４）経費が軽減され、効率的な執行が確保されること。
- （５）住民要望に迅速に対応でき、公平性、平等性が確保されること。

2 民間委託を検討すべき事務事業

（１） 効率性や経済性を重視するもの

項 目	事務事業の内容	検討すべき条件
業務の効率的な処理と経済性の確保	・年間を通して恒常的に事務量がないもの ・時間的あるいは短期的に多量の事務事業を処理する必要があるもの ・単純労務で能率給的な要素が強いもの ・臨時的に発生するもの	・質の高いサービスが継続的、効率的に供給できるか
変則的勤務体制を必要とするもの	・いつ発生するかわからない事故やトラブル等に対応するもの ・夜間勤務や休日勤務等を要するもの	・能率の向上や安全性の確保ができるか ・経費節減ができるか
専門的知識や技術を必要とするもの	・技術革新のペースが早い分野 ・施設、設備の有効的な利用を図るもの ・イベント、出版物等で特に創造性を要求されるもの	・最新の専門的知識や技術があり、必要とされる専門性や創造性が確保できるか ・行政の指導性、監督性が確保できるか

（２） 専門的な知識や技術の確保を重視するもの

項 目	事務事業の内容	検討すべき条件
一段高いレベルの専門的知識や技術を持った人材の確保	・公的分野で職員を養成して専門的知識、技術を確保することが現実的でないもの	・高度な専門的知識や技術があり、必要とする専門性が確保できるか

(3) 協働性を重視するもの

項 目	事務事業の内容	検討すべき条件
・地域の自主管理意識の定着化 ・地域密着型サービスとコミュニティ資源の活用 ・地域福祉団体との協働と地域福祉の振興 ・NPO など市民団体等との連携	・市民活動の自立性、自発性の高いもの（「公民協働」の観点） ・NPO など市民団体等と協働して運営することが有効なもの ・地元産業の育成の要素が強いもの	・運営の責任体制が確立されており、継続性や安定性が確保できるか ・サービスの公平性、平等性が確保できるか ・委託する業務内容の達成が可能か ・NPO など市民団体等の方が有効性を発揮することができるか

上記の基準は基本的な点検基準を定めたものであり、必要に応じてこれ以外の基準を追加すること。
点検にあっては日本国憲法第十一条、第二十五条の法旨を遵守すること。

財政指標

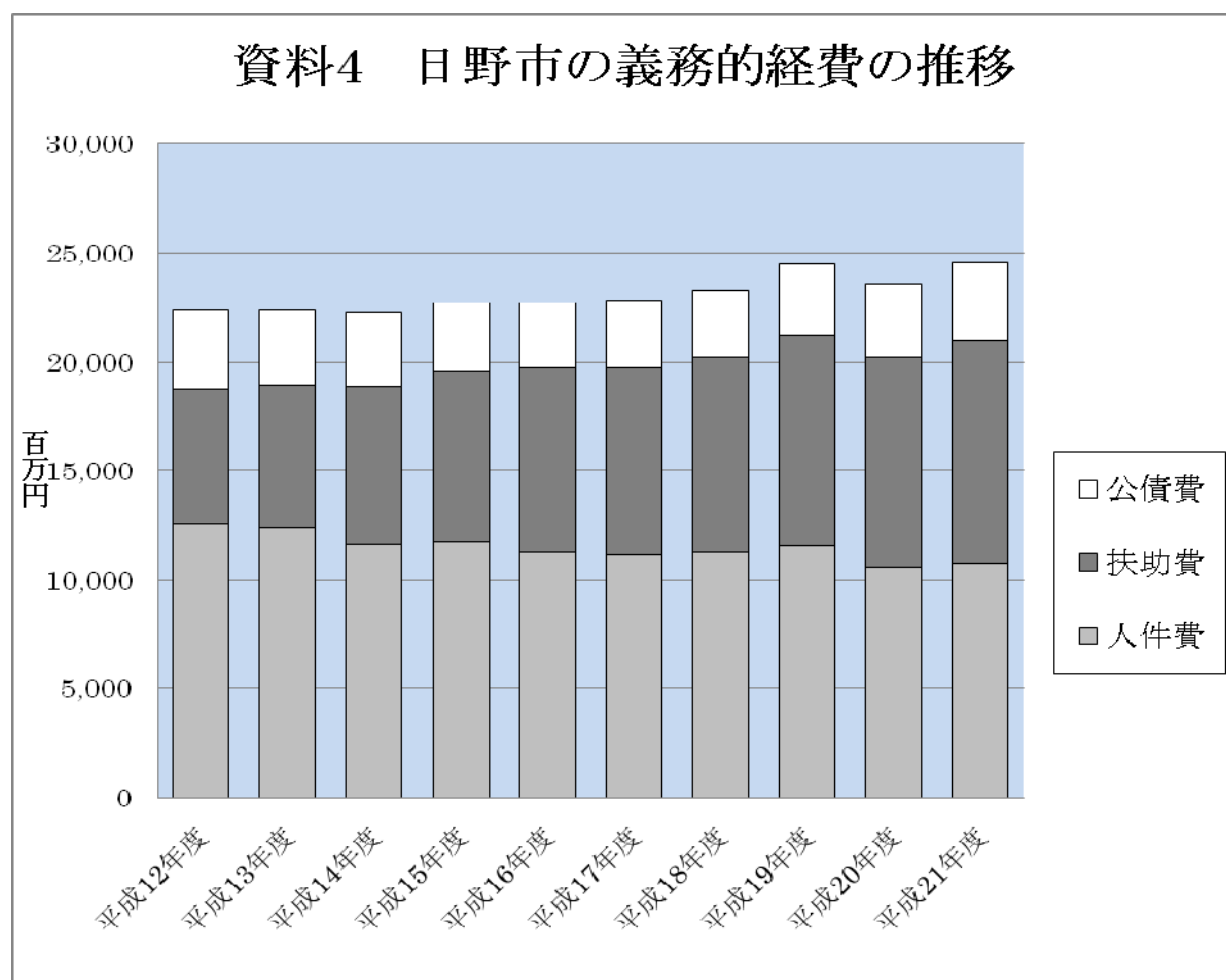
資料4 日野市の義務的経費の推移

普通会計決算

(単位:百万円)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	12,543	12,362	11,661	11,780	11,259	11,122	11,220	11,609	10,556	10,716
扶助費	6,156	6,531	7,171	7,813	8,512	8,642	8,998	9,612	9,629	10,288
公債費	3,655	3,483	3,452	3,137	2,956	3,085	3,058	3,290	3,378	3,512
計	22,354	22,376	22,284	22,729	22,726	22,848	23,276	24,510	23,563	24,516

義務的経費とは、支出が義務的で任意に削減できない人件費、扶助費、公債費をいう。



- ・ 人件費は、第2次行財政改革大綱や第3次行財政改革大綱・集中改革プランの取組み(民間委託の推進、事務事業の見直し、退職者不補充による職員定数の削減、給与水準の適正化)の成果として減少傾向にある。
- ・ 扶助費は、急激な少子高齢化に対する対策費用、景気の悪化等による生活保障への対応等により増加傾向にある。
- ・ 公債費は、土地区画整理特別会計の元金償還が始まり増化傾向にある。

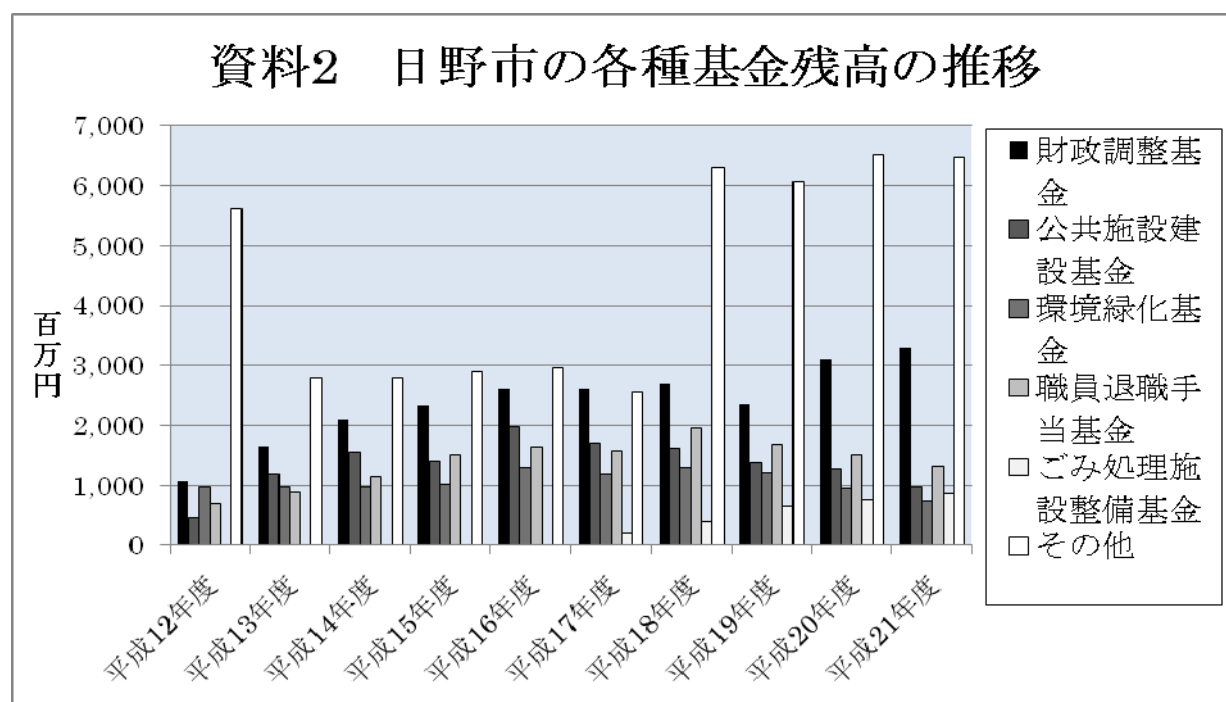
財政指標

資料5 日野市の各種基金残高の推移

各年度末現在（出納閉鎖5月31日）（単位：百万円）

年 度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
財政調整基金	1,075	1,649	2,098	2,321	2,601	2,607	2,693	2,349	3,097	3,289
公共施設建設基金	462	1,195	1,548	1,408	1,974	1,700	1,617	1,385	1,273	982
環境緑化基金	979	970	976	1,008	1,286	1,186	1,288	1,211	959	738
職員退職手当基金	703	889	1,151	1,500	1,639	1,575	1,957	1,684	1,507	1,314
ごみ処理施設整備基金						200	400	653	756	859
その他	5,618	2,790	2,791	2,905	2,955	2,548	6,309	6,071	6,516	6,480
計	8,837	7,493	8,564	9,142	10,455	9,816	14,264	13,353	14,108	13,662

資料2 日野市の各種基金残高の推移



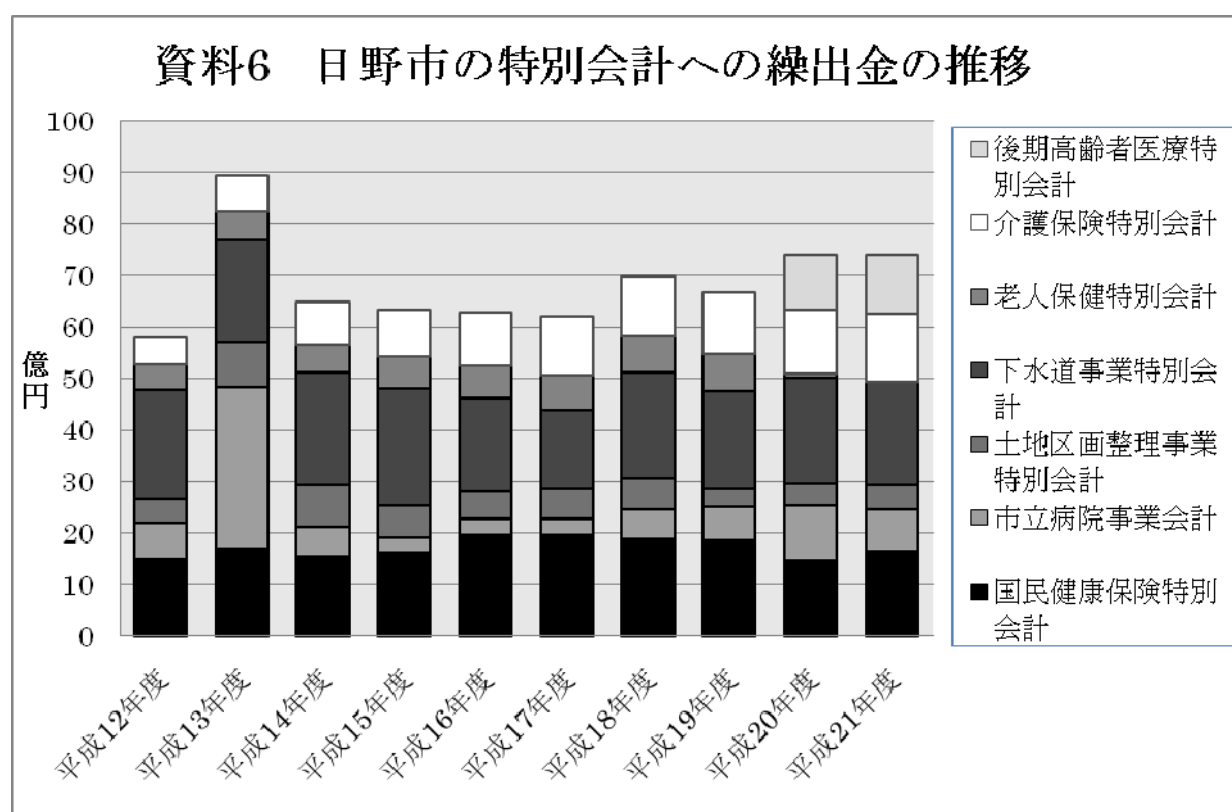
- 各種基金は、第2次行財政改革大綱や第3次行財政改革大綱・集中改革プランの取組みの成果として、特定目的基金の積立（日野市学校施設整備基金、日野市民体育館整備基金、ごみ処理施設整備基金など）を開始し、計画的財政運営を図った。
- 財政調整基金は、財政非常事態宣言が出された平成10年度には、3.8億円にまで落ち込んだが、第2次行財政改革大綱の取組みや第3次行財政改革大綱・集中改革プラン（事務事業の見直しや国・都の補助金の獲得など）により平成21年度末で32億円を超えている。しかし、景気低迷が長引けば、経常的に基金取崩しが必要となり、わずか数年で枯渇してしまう。

財政指標

資料6 日野市の特別会計への繰出金の推移

(単位: 億円)

年度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
国民健康保険特別会計	14.9	17.0	15.4	16.2	19.7	19.7	18.9	18.6	14.7	16.4
市立病院事業会計	7.0	31.2	5.9	3.0	3.0	3.0	5.7	6.5	10.8	8.2
土地区画整理事業特別会計	4.8	8.6	8.0	6.1	5.2	5.7	6.0	3.5	4.1	4.8
下水道事業特別会計	21.0	20.2	21.9	22.8	18.2	15.5	20.4	18.8	20.5	19.8
老人保健特別会計	4.9	5.4	5.2	6.2	6.4	6.8	7.1	7.3	0.8	0.1
介護保険特別会計	5.4	6.9	8.3	9	10.2	11.3	11.7	11.8	12.4	13.1
後期高齢者医療会計									10.6	11.5
計	58.1	89.3	64.7	63.3	62.7	61.9	69.8	66.5	63.3	73.9



- ・ 特別会計への繰出金は、第2次日野市行財政改革大綱の取組み（特別会計の健全化）で減少したが、平成18年度以降、再び増加傾向にある。
- ・ 平成20年度、後期高齢者医療制度の創設により国民健康保険特別会計の繰出金は、減少したが、再び増加に転じている。超高齢社会による対象者増やサービス利用の増加が影響している。健康保持・増進に関する施策展開が喫緊の課題といえる。

財政指標

資料7 日野市と多摩地域類似都市の経常収支比率の推移

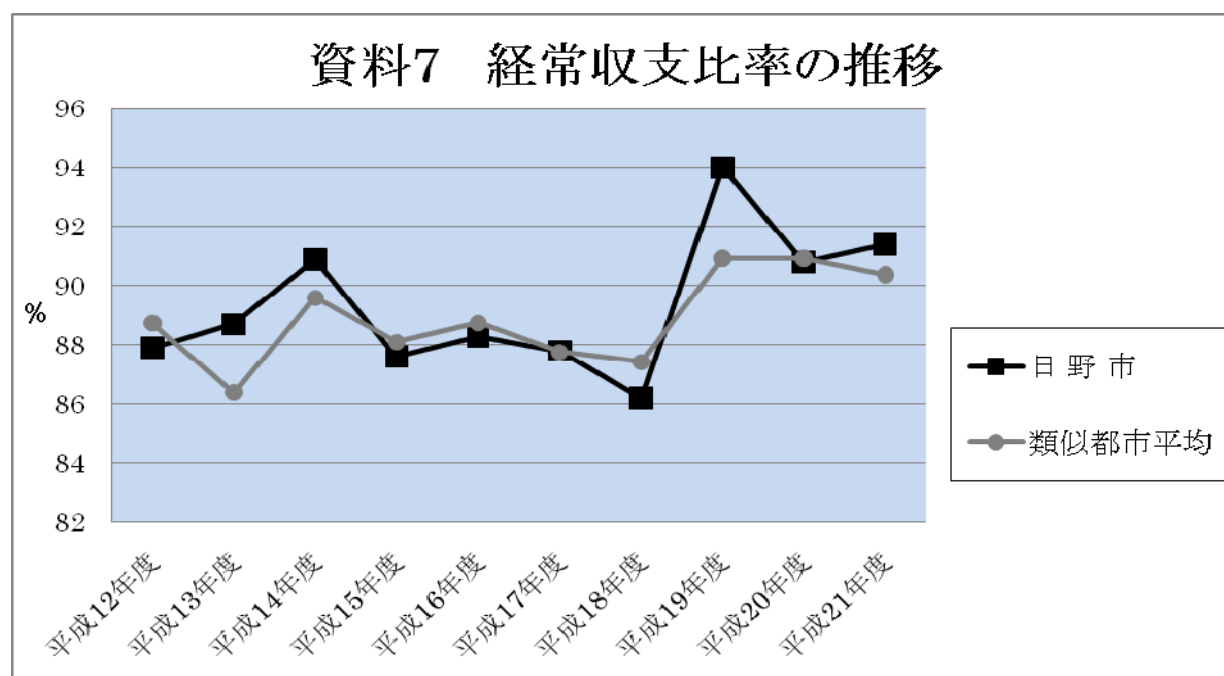
普通会計決算・単年度

(単位：%)

年 度	平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
日 野 市	87.9	88.7	90.9	87.6	88.3	87.8	86.2	94.0	90.8	91.4
多摩地域類似都市										
立川市	97.4	93.2	92.8	92.2	88.1	89.8	87.2	86.8	89.4	90.6
武蔵野市	81.6	71.8	85.2	80.8	82.0	79.0	75.9	86.4	87.1	86.4
三鷹市	87.8	86.7	84.7	86.8	87.6	87.2	86.5	89.8	88.8	88.3
府中市	93.6	88.9	88.7	88.1	86.5	84.3	84.3	86.3	84.8	86.1
調布市	87.9	85.1	87.8	90.4	90.0	85.4	85.3	90.4	92.2	91.0
小平市	91.4	90.9	92.2	90.7	93.7	94.3	93.5	92.7	96.3	96.7
東村山市	86.4	86.9	90.8	88.6	91.5	93.3	94.0	99.2	95.8	91.1
多摩市	88.3	89.5	95.7	90.8	89.8	87.3	91.7	93.0	92.2	91.2
西東京市	85.0	82.2	87.2	85.1	90.0	89.3	89.7	90.8	92.0	91.1
類似都市平均	88.7	86.4	89.6	88.1	88.8	87.8	87.4	90.9	90.9	90.4

経常収支比率 = 経常的経費充当一般財源の額 / 経常一般財源総額

平成 12 年度までは、経常一般財源等に減税補てん債及び臨時財政対策債を加算しないものが公表数値。平成 13 年度以降は、加算したものが公表数値



- 平成 19 年度を除けば、日野市の経常収支比率は多摩地域の類似都市平均とほぼ同様の数字である。しかし、90%台の経常収支比率は適正値（75%程度）にはほど遠い。
- 事務事業の取捨選択とムダを排除し、当面は経常収支比率 88%を目指す。

財政指標

資料8 日野市と多摩地域類似都市の公債費負担比率の推移

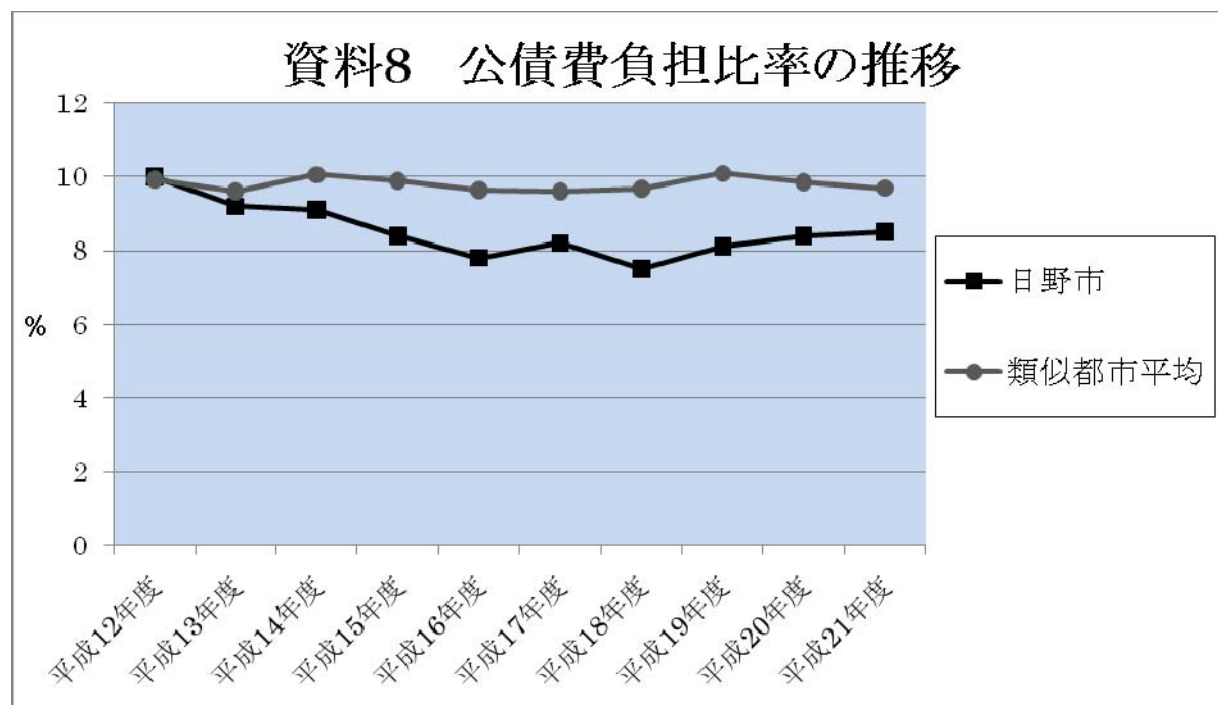
普通会計決算

(単位：%)

年 度		平成 12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
日 野 市		10.0	9.2	9.1	8.4	7.8	8.2	7.5	8.1	8.4	8.4
多摩地域類似都市	立川市	9.7	10.0	10.2	11.1	10.4	10.6	11.0	10.7	9.8	10.9
	武蔵野市	7.9	6.8	7.2	7.3	7.0	5.9	6.0	6.4	6.6	6.8
	三鷹市	10.1	10.6	14.2	11,4	11.6	11.3	11.2	11.7	11.4	10.4
	府中市	10.4	9.9	8.9	10.1	9.4	8.5	8.5	7.8	7.2	7.0
	調布市	11.1	10.8	10.2	10.2	9.4	8.2	7.9	9.5	8.5	8.1
	小平市	12.4	10.6	11.0	12.7	11.8	11.9	11.7	12.2	12.7	11.7
	東村山市	11.1	11.1	11.2	11.7	11.9	12.7	13.1	13.7	13.6	13.0
	多摩市	8.1	9.3	10.0	9.0	8.9	9.0	9.6	9.5	8.7	8.3
	西東京市	8.5	7.7	8.6	8.6	8.2	9.7	10.2	11.3	11.6	12.1
類似都市平均		9.9	9.6	10.1	9.9	9.6	9.6	9.7	10.1	9.9	9.7

公債費負担比率 = 公債費充当一般財源 / 一般財源総額

率が高いほど財政運営の硬直性が高いことを示す。一般的に 15% が警戒ライン、20% が危険ラインといわれる。



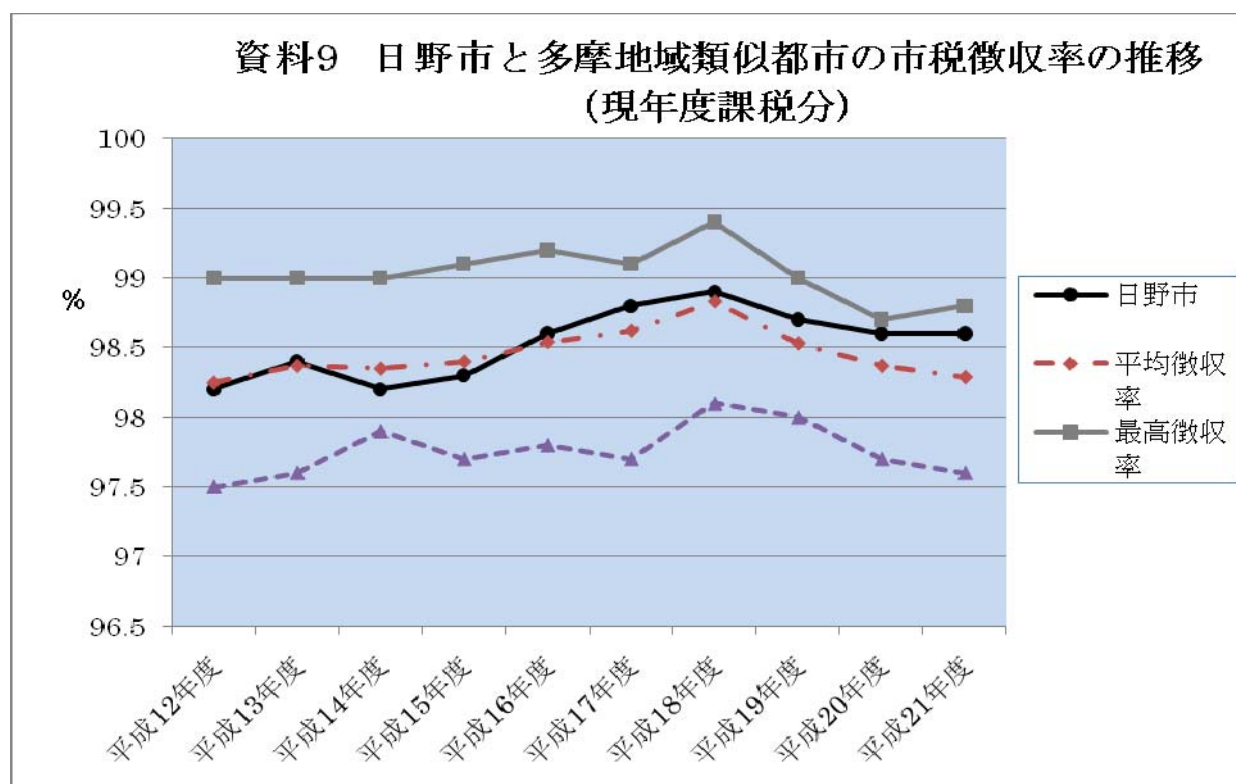
- 公債費負担比率は多摩地域の類似都市平均より低い状況で推移している。しかし、その差は縮まりつつある。

財政指標

資料9 日野市と多摩地域類似都市の市税徴収率の推移（現年度課税分）

（単位：％）

年度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
日野市	98.2	98.4	98.2	98.3	98.6	98.8	98.9	98.7	98.6	98.6
立川市	98.3	98.4	98.3	98.5	98.8	99.0	99.1	98.9	98.7	98.6
武蔵野市	97.9	98.3	98.2	98.4	98.4	98.2	98.9	98.4	98.3	98.4
三鷹市	98.3	98.2	98.3	98.3	98.2	98.3	98.5	98.1	98.1	98.1
府中市	98.5	98.6	98.3	98.6	98.6	98.8	98.8	98.5	98.3	98.0
調布市	98.8	98.9	98.7	98.7	98.8	98.9	99.0	98.5	98.4	98.3
小平市	98.3	98.2	98.4	98.3	98.4	98.7	98.8	98.7	98.6	98.4
東村山市	97.7	97.6	97.9	97.7	97.8	97.7	98.1	98.0	97.7	97.6
多摩市	99.0	99.0	99.0	99.1	99.2	99.1	99.4	99.0	98.7	98.8
西東京市	97.5	98.1	98.2	98.1	98.6	98.7	98.8	98.5	98.3	98.1
平均徴収率	98.3	98.4	98.4	98.4	98.5	98.6	98.8	98.5	98.4	98.3
最高徴収率	99.0	99.0	99.0	99.1	99.2	99.1	99.4	99.0	98.7	98.8
最低徴収率	97.5	97.6	97.9	97.7	97.8	97.7	98.1	98.0	97.7	97.6



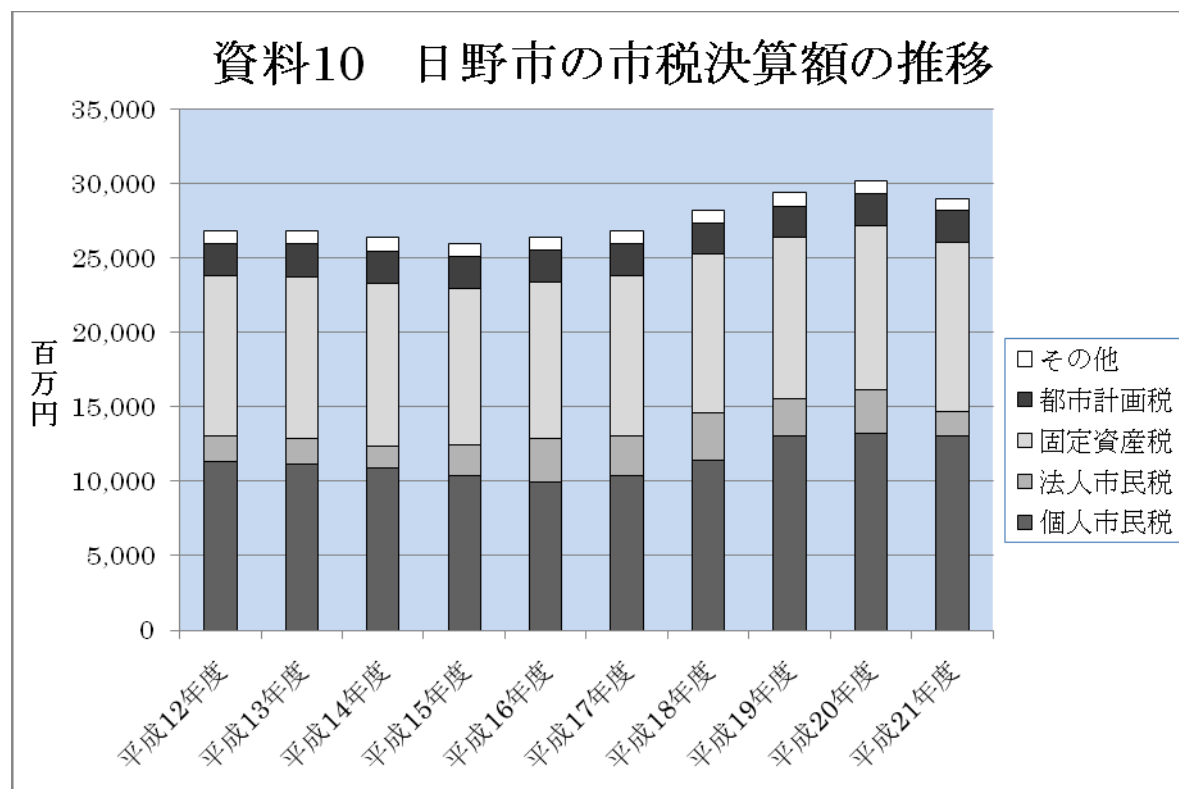
- ・ 日野市の市税徴収率は多摩地域類似都市の平均市税徴収率（現年度課税分）より上位に位置している。

財政指標

資料10 日野市の市税決算額の推移

(単位：百万円)

年 度	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
合 計	26,859	26,853	26,369	25,991	26,428	26,838	28,227	29,409	30,190	29,006
内 訳	個人市民税	11,319	11,142	10,880	10,377	9,932	10,394	11,383	13,016	13,088
	法人市民税	1,776	1,759	1,468	2,045	2,934	2,681	3,187	2,934	1,602
	固定資産税	10,693	10,866	10,924	10,536	10,530	10,752	10,686	10,857	11,327
	都市計画税	2,146	2,180	2,208	2,117	2,108	2,108	2,066	2,100	2,157
	その他	925	904	889	916	923	904	906	905	831



- ・ 市税収入は、長引く景気低迷の影響などで平成15年度まで減少を続けていたが、その後徐々に景気が回復、平成20年度には300億円を突破した。しかし、アメリカ発の世界金融危機の影響を受け、平成21年度は対前年度比12億円の減収となった。
- ・ 個人市民税は、労働人口の減少や雇用形態の非正規化などにより、減少傾向にある。法人市民税については、大手企業の流出や東日本大震災の影響により、今後の見通しは大変厳しい状況にある。
- ・ 固定資産税・都市計画税は、市税全体の半分弱を占めている安定した財源だが、人口減少時代を控え、住宅開発が減速し、収入の伸びの鈍化が予想される。

財政指標

資料1-1 日野市の財政の健全化判断比率・公営企業の資金不足比率

財政の健全化判断比率

(単位：％)

	平成21年度	平成20年度	対20年度増減	【参考】早期健全化基準
実質赤字比率	- (▲8.65)	- (▲5.80)	▲2.85	11.69
連結実質赤字比率	- (▲11.27)	- (▲7.78)	▲3.49	16.69
実質公債費比率	1.0	1.0	0.0	25.0
将来負担比率	44.1	36.5	7.6	350.0

健全化判断比率のうち「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」については、それぞれ赤字比率「0％」を下回るため、「-」表記としている。()内に計算上の数値を表示した。

健全化判断比率のうち平成20年度の「将来負担比率」については、都市計画税の充当の関係で1.9％から36.5％に変更になっている。

公営企業の資金不足比率

(単位：％)

	平成21年度	平成20年度	対20年度増減	【参考】経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	-	-	20.0
市立病院事業会計	-	-	-	20.0

資金不足比率については、赤字比率「0％」を下回るため、「-」表記としている。

- ・ 日野市の財政の健全化判断比率・公営企業の資金不足比率については、各指標とも早期健全化基準または経営健全化基準を下回っている。
- ・ 平成21年度決算に基づく健全化判断比率が早期健全化基準以上である全国における地方公共団体は、14団体（平成20年度決算：22団体）であり、うち財政再生基準以上の団体は1団体（平成20年度決算：1団体）である。また、全国において資金の不足額がある公営企業会計は162会計（平成20年度決算：202会計）となっている。

【用語の定義】

○ 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

○ 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

○ 実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

○ 早期健全化団体

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならない

○ 財政再生団体

再生判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならない

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

国民の暮らしを担う地方公共団体は今、健全な財政を維持する経営の能力が問われている。しかし、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったように、従前の制度では事態が深刻化するまで状況が明らかにならないという課題があった。そのため、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るための「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「健全化法」）が平成 21 年 4 月に全面施行された

地方公共団体の財政の健全化に関する詳しい内容については、国の総務省のホームページをご覧ください。

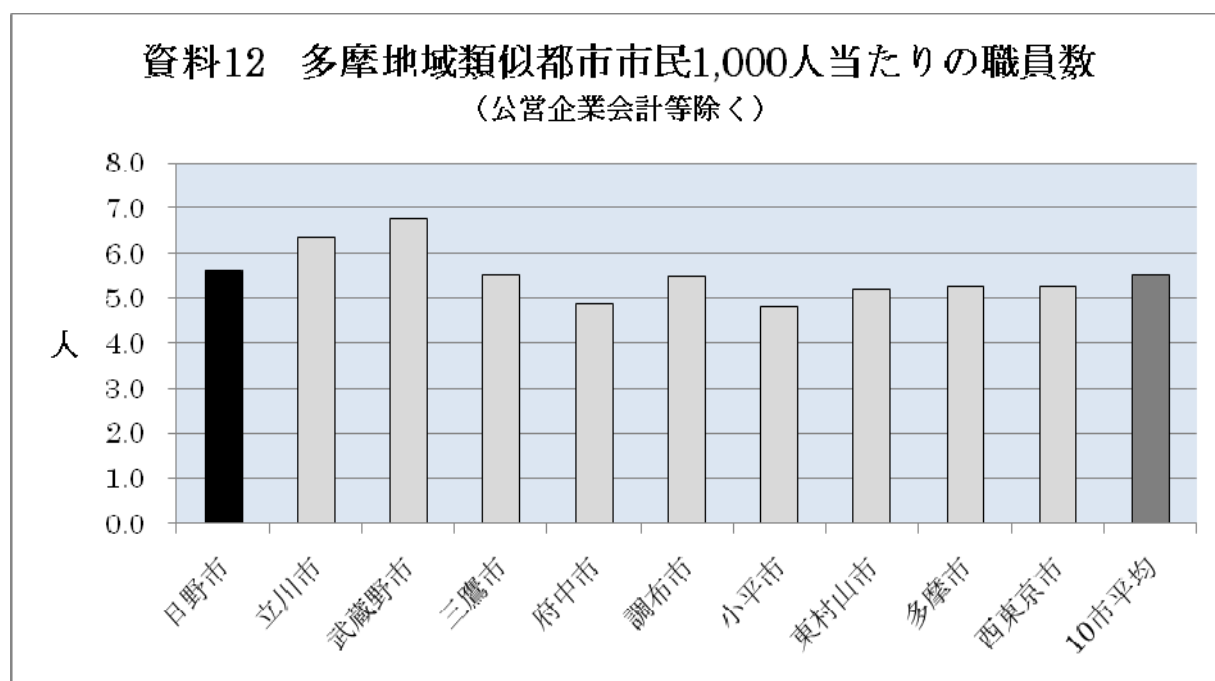
職員定数管理

資料12 多摩地域類似都市市民1,000人当たりの職員数

平成22年4月1日現在（単位：人）

	日野市	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小平市	東村山市	多摩市	西東京市	10市平均
職員数	1,344	1,209	1,014	1,059	1,275	1,269	918	825	823	1,072	1,081
同（公営企業会計等除く）	978	1,105	915	973	1,192	1,186	861	781	766	1,006	976
住民基本台帳人口	174,572	174,346	135,065	176,820	245,438	217,081	179,120	150,450	145,596	191,614	179,010
市民1,000人当たりの職員数	7.7	6.9	7.5	6.0	5.2	5.8	5.1	5.5	5.7	5.6	6.1
同（公営企業会計等除く）	5.6	6.3	6.8	5.5	4.9	5.5	4.8	5.2	5.3	5.3	5.5

定数管理調査【教育長除】より



- ・ 日野市の市民1,000人当たりの職員数は、多摩地域類似都市の中で最大の7.7人。これは、日野市は市立病院を抱えているため。
- ・ 公営企業会計（病院・下水道・国民健康保険事業など）を除いた市民1,000人当たりの職員数は、5.6人で、多摩地域類似都市の平均とほぼ同じ。5.3人程度が目標となる。

職員定数管理

資料1-3 多摩地域類似都市部門別職員数

平成22年4月1日現在（単位：人）

部 門	日野市	立川市	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小平市	東村山市	多摩市	西東京市	10市平均
議 会	9	9	12	13	12	11	11	8	9	10	10.4
総 務	164	227	206	183	226	239	173	162	208	194	198.2
税 務	56	70	61	66	67	67	65	54	50	69	62.5
民 生	327	371	279	353	443	388	290	286	208	409	335.4
衛 生	73	79	89	46	95	111	43	60	48	91	73.5
労 働	2	1	1	3	2	1	0	0	0	2	1.2
農林水産	7	5	2	3	5	5	4	5	3	3	4.2
商 工	5	7	9	6	7	16	7	3	5	4	6.9
土 木	101	96	118	99	114	129	79	55	62	79	93.2
教 育	234	240	138	201	221	219	189	148	173	145	190.8
合 計	978	1,105	915	973	1,192	1,186	861	781	766	1,006	976
公営企業 会計等	366	104	99	86	83	83	57	44	57	66	104.5
総職員数	1,344	1,209	1,014	1,059	1,275	1,269	918	825	823	1,072	1,081

定数管理調査【教育長除】より

- ・ 民生部門と教育部門で職員数が多いことが分かる。民生部門では、日野市で公立保育園や児童館が多いため。また、教育部門では、日野市が学校給食で単独調理場方式であり、給食調理業務の民間委託が道半ばのためと公立幼稚園を保有しているため。
- ・ 公営企業会計等の職員数が多いのは、この中の都市で唯一日野市が病院を抱えているため。

職員定数管理

資料14 職員定数見直し対象事項一覧(第4次行財政改革期間)

項 目	今後の方向性	削減人数(人)
学校給食調理業務の民間委託	平成23年度～28年度に小学校7校の民間委託実施	26
学校用務員業務の民間委託等	平成23年度～28年度に小・中学校の用務員に再任用職員を当てる。その後は、嘱託職員化を目指す	3
保育園の民間移譲等	少子化、私立保育園の維持、公立保育園の用地課題により、引き続き民間移譲・指定管理者導入等を検討する	-
学童クラブの多様な人材の登用と指定管理等	当面は再任用職員や嘱託職員等による運営を行い、改革期間中に指定管理または業務委託を目指す	4
児童館の多様な人材の登用と地域型の指定管理等	当面は再任用職員や嘱託職員等による運営を行い、改革期間中に地域型児童館の指定管理または業務委託を目指す	9
窓口業務等の民間委託	市民窓口課の窓口業務の民間委託拡大、七生支所の窓口業務の一部民間委託など、定型業務に民間活力を積極的に導入する	20
土木・公園作業業務の民間委託	道路補修作業、側溝清掃作業、公園現場作業の更なる民間委託を目指す	7
基幹システムのオープン化への移行	平成21年度から24年度に掛けて基幹システムである住民情報システムを再構築(データセンター運用)により、各主管課が運用し、情報システム課職員を削減していく	3
多様な人材の登用	再任用職員、嘱託職員、臨時職員など、多様な人材の活用等により、職員定数の更なる適正化を図る	28
合 計		100

職員定数管理

資料 1 5 年度別定年退職者及び予定者数（職種別）

平成 23 年 4 月 1 日現在（単位：人）

年度	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	合 計
事務職員	17	14	8	15	14	23	12	103
技術職員	11	3	2	4	2	3	3	28
保育士	7	2	7	4		7	9	36
児童厚生員	5	1	1	1	1		1	10
栄養士	2	1		1	1		1	6
学芸員				1				1
幼稚園教諭	1	1	1			1		4
保健師	1							1
歯科衛生士				1				1
用務員	3	2	1		1	1	4	12
給食調理員	1		1	1	2		1	6
作業員		2	1	3			1	7
自動車運転手					1			1
医 員	5		2				1	8
看護師	10	1	1	2	1		2	17
準看護師			1	1				2
助産師					1			1
理学療法士								0
作業療法士								0
臨床検査技師	2	1			1			4
臨床工学技師	1							1
診療放射線技師								0
薬剤師	1		1					2
総 計	67	28	27	34	25	35	35	251

平成 22 年度は普通・定年退職者数。平成 23 年度以降は定年退職者数（市立病院含む）

医員（市立病院医師）の定年は 65 歳

第4次日野市行財政改革大綱検討経過

1 庁内調査・市民検討委員公募等

- 平成21年12月1日 第4次行財政改革大綱策定に向けての基礎資料調査実施
 平成22年2月15日 第4次行革大綱策定市民検討委員公募
 平成22年2月17日 第4次行財政改革大綱策定に向けた個別施策の調査実施
 平成22年3月30日 第4次行財政改革大綱策定市民検討委員委嘱状交付式
 及び概要説明会を開催。日野市行財政改革推進本部部会
 （行政部会・財政部会・人事給与部会）に加わり検討開始
 平成22年3月31日 庁内説明会開催
 平成22年4月10日 第4次行財政改革大綱策定市民検討委員・部会全体会（勉強会）開催

2 部会開催

部 会	日 程	検 討 内 容
行政部会	5月8日	部会の進め方について
	5月22日	民間委託・業務改善・電算施策について
	6月13日	子ども・教育施策について
	6月26日	公民協働・産業振興施策について
	7月10日	福祉・保健医療について
	7月24日	公共施設のマネジメントについて
	8月1日	まとめ、中間報告書（案）について
財政部会	5月6日	適切な財政運営について
	5月20日	財源確保（積極的な収入確保策）について
	6月3日	財源確保（確実な収入強化策）について
	6月17日	歳出抑制策について
	7月1日	目標とする財政指標について、まとめ
	7月15日	中間報告書（案）について
人事給与部会	5月12日	人材育成について
	5月26日	適正な給与水準について
	6月9日	職場環境について
	6月23日	組織の効率化について
	7月14日	まとめ
	7月28日	中間報告書（案）について

3 中間報告会・市民意見募集

平成22年9月14日 行政部会・財政部会・人事給与部会による市長への中間報告会開催

平成22年10月15日～11月5日 中間報告に対するパブリックコメント実施。
169人からのべ240件の意見等

平成23年1月13日 中間報告に寄せられた意見に対する回答をホームページ等で公表

4 第4次行財政改革大綱（素案）

平成23年2月18日 平成22年度第3回日野市行財政改革推進懇談会

平成23年2月26日 第4次行財政改革大綱策定市民検討委員・部会全体会

平成23年2月28日 平成22年度第3回日野市行財政改革推進本部会議

平成23年3月15日～4月18日 第4次行財政改革大綱（素案）に対するパブリックコメント実施。170人からのべ298件の意見等

平成23年5月31日 平成23年度第1回日野市行財政改革推進懇談会

5 第4次行財政改革大綱

平成23年6月22日 平成23年度第1回日野市行財政改革推進本部会議

6 第4次行財政改革大綱策定市民検討委員・部会 行政部会

順不同、敬称略。所属・役職は平成23年3月31日現在

所属・役職	氏 名	備 考
市民検討委員	石塚 辰郎	
市民検討委員	菊地 修	
市民検討委員	田中 俱夫	
市民検討委員	松山 直美	
企画調整課長	渡邊 博朗	部会長
福祉政策課課長補佐	山下 義之	副部会長
都市計画課係長	岡田 正和	書記
企画調整課主査	熊澤 修	
地域協働課係長	尾崎 浩	
子育て課係長	北村 正	
学校課係長	佐藤 文昭	

財政部会

順不同、敬称略。所属・役職は平成23年3月31日現在

所属・役職	氏 名	備 考
市民検討委員	杉崎 耕一	
市民検討委員	堀籠 隆	
財政課長	赤久保 洋司	部会長
財政課主任	森谷 秀信	書記
市民税課主査	山崎 八州志	副部会長

人事給与部会

順不同、敬称略。所属・役職は平成23年3月31日現在

所属・役職	氏 名	備 考
市民検討委員	古屋 武雅	
市民検討委員	吉平 功	
職員課長	高野 賢司	部会長
保育課長	山田 二郎	副部会長
庶務課長	中島 政和	
職員課課長補佐	加藤 真人	書記

第 4 次日野市行財政改革大綱

～「夢のまち 日野」を目指した取組み～

平成 23 年（2011 年）7 月
日野市行財政改革推進本部

事務局 日野市企画部行政管理チーム
〒191-8686 東京都日野市神明 1 - 12 - 1
電 話 042-585-1111（代）内線 4401
F A X 042-581-2516
E メール tokku@city.hino.lg.jp
